

平成 2 0 年 度

# 多摩市の財政状況

(決算の概要)

※この冊子は、平成 21 年 12 月に発行予定の「平成 20 年度多摩市の財政白書」の公表に先立ち、「第三部 決算状況の推移と他市との比較」部分の原稿を取りまとめたものです。

## 内容

<b>1 はじめに</b>	1
<b>2 歳入の状況</b>	2
(1) 多摩市の歳入構成の推移	
(2) 主な項目の増減要因	
(3) 多摩市の歳入の構成と他市との比較	4
<b>3 市税の推移</b>	5
(1) 市税の内訳はどうなっているのか	
(2) 税等の未納状況 本来支払うべき税や各種使用料等を納めていないのは...	6
<b>4 歳出の状況 ～収入（歳入）の使い道はどうなっているのか～</b>	7
(1) 目的別経費の推移 ～どのような目的に使われたのか～	
①目的別経費の推移	
②主な目的別経費の推移	8
(2) 性質別経費の推移と他市との比較 ～どのような内容に使われたのか～	9
①性質別経費の推移	
②各市の性質別経費の割合 その1	10
③各市の性質別経費の割合 その2	
④義務的経費の推移	11
⑤義務的経費の内訳の推移	
(3) 性質別経費の分析: 人件費	12
①平成20年度 26市における市民1人当たりの人件費と総額に占める割合	
②26市における職員平均年齢と市民千人当たり職員数	
③全国類似団体との職員給の比較	13
④人件費と歳出総額に占める割合の推移	15
⑤多摩市の職員数の推移	
(4) 性質別経費の分析: 扶助費	16
①平成20年度 26市における市民1人当たりの扶助費と総額に占める割合	
②扶助費と歳出総額に占める割合の推移	
③扶助費の内訳の推移	17
④市税と扶助費の変動状況: 平成4年度を100とした場合の指数の推移	
(5) 性質別経費の分析: 公債費	19
①平成20年度 26市における市民1人当たりの公債費と総額に占める割合	
②公債費と歳出総額に占める割合の推移	
(6) 性質別経費の分析: 物件費	20
①平成20年度 26市における市民1人当たりの物件費と総額に占める割合	
②物件費と歳出総額に占める割合の推移	
(7) 性質別経費の分析: 補助費等	21
①平成20年度 26市における市民1人当たりの補助費等と総額に占める割合	
②補助費等と歳出総額に占める割合の推移	
③補助費等の内訳	22

<b>5 基金・積立金の状況 ～多摩市の「貯金」の状況は？～</b>	23
(1) 26市における基金・積立金の状況	
①平成20年度 26市における市民1人当たりの基金残高	
②平成20年度 26市における市民1人当たりの基金増減額と総額に占める割合	
(2) 多摩市における基金・積立金の推移	24
①基金の積立と取崩状況の推移	
②基金の内訳と推移	25
<b>6 地方債・公債費の状況 ～多摩市の「借金」の状況は？～</b>	26
(1) 地方債の推移	
①地方債の残高と市民1人当たり残高	
〔コラム〕世代間の公平負担	
②地方債発行額と市民1人当たり発行額	27
③平成23年度までの公債費予測	28
(2) 債務負担行為の推移	29
①債務負担行為残高と市民1人当たり残高の推移	
(3) 市民1人当たり「貯金」と「借金・ローン」	30
①市民1人当たり基金及び地方債・債務負担	
②平成20年度 26市における市民1人当たりの借金・ローン	
<b>7 財政指標からみる多摩市の状況</b>	31
(1) 財政力指数の推移	
①財政力指数の推移	
②平成20年度 26市の財政力指数	32
(2) 公債費に関する指標の推移	33
①公債費負担比率の推移	
②公債費比率の推移	34
③平成20年度 26市の公債費比率	
(3) 経常収支比率の推移	35
①経常収支比率の推移	
②平成20年度 26市の経常収支比率	36
③各市の経常収支比率・財政力指数の関係	
(4) 平成20年度決算に基づく健全化判断比率等の状況	37
①健全化判断比率	
②資金不足比率	
③健全化判断比率等の概要について	38
〔コラム〕実質収支額（剰余金等）を使って財政指標を算定してみると...	40
（参考）平成20年度決算に基づく健全化判断比率等の算定結果の詳細について	41



## 1 はじめに

「多摩市は財政力が高いって言うけど本当なの?」、「行政は財政が厳しいと言うけれどなぜ厳しいの?」そんな疑問をお持ちではありませんか?ここでは、決算からみる多摩市の財政状況をできる限り分かりやすく説明してみました。

市に入ってくる収入(歳入と言います)の状況や歳入をどのようなことに使っているのか(歳出)、また歳入と歳出のバランス、財政の状況を計る各種指標、他市との比較等を通じて、多摩市の財政状況を見てみます。

そして、課題や特徴を浮き彫りにしながら、将来の展望もしてみます。

多摩市は多摩ニュータウンの開発とともに発展してきました。人口が急激に伸びるとともに、市税収入も伸びてきました。その税金を活用して、様々な市民サービスの充実や公共施設の建設等を行ってきました。昭和46年の初期入居から38年たち、市内のニュータウン開発が収束し成熟期に入った多摩市は、今、こんな状況です。

### 【平成20年度決算の特徴】

平成19年度決算と比較して、歳入では約42億円、9.2%の増加となりました。これは、国の経済対策の取組みである「定額給付金給付事業」に伴い国庫支出金が大幅に増加したことや、学校教育関係の普通建設事業に伴う、繰入金や地方債の増加によるものです。歳入のうち、市税や国税・都税に連動する各種交付金など、経常的に収入が見込まれるもので、その用途が決められてない財源「経常一般財源」の総額は、景気悪化の影響などから減少しています。

歳出は、約20億円、4.5%の増加となりました。これは、多摩第一小学校の建替事業や青陵中学校増改修工事、学校体育館の耐震改修工事など、学校教育関係の普通建設事業の増加が主な要因です。また、社会保障経費である扶助費は年々増加傾向にあります。その他の義務的経費である、人件費と公債費はこれまでの取組みの成果により減少しています。

人件費や公債費の減少などにより、経常収支比率は92.2%となり、前年度に比べて0.8ポイント改善されました。また、財政力指数などとともに、26市の平均より良好な数値となっています。

### 【財政の見通し】

一部に底打ちの兆しはみられるものの、依然として先行き不透明な経済情勢にあることから、しばらくは市税や各種交付金などの歳入は減少傾向が続くものと見込んでいます。また、歳出では社会保障経費の自然増や公共施設等の維持管理経費の増などにより、今後も厳しい財政状況が続くことが見込まれます。

限られた財源の効果的な重点配分を行うことを基本に、業務の見直しや効率的な執行など、これまでも行なってきた行政内部の改革を更に推し進め、健全で持続可能な行財政運営に努めていきます。

数値は「普通会計」によるものです

#### ○一般会計とは

地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上する会計であり、特別会計で計上される以外のすべての経理を一般会計で処理しなければならないこととされています。

一方、「特定の事業を行なう場合」や「特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合」については、法令で設置が義務づけられているもののほか、条例によって特別会計を設置することができます。

#### ○普通会計とは

地方財政統計上で統一的に用いる会計区分です。一般会計・特別会計の区分などは地方公共団体により異なっていますが、普通会計を用いれば同じ条件での比較ができます。

#### ○構成

経年変化は、過去からの流れをグラフで、具体的な数値は近年7年分を表で示しています。他市との比較は平成21年度8月下旬時点の数値を用いています。

#### ○グラフに記載の「市民1人当たりの…」の数値について

特に注釈のない場合、各グラフにある数値は、平成21年4月1日現在の人口(145,560人)を基に算出しています。

## 2 歳入の状況

では歳入の様子をみてみましょう。

### (1) 多摩市の歳入構成の推移

平成7年度から11年度のあたりまでは大型の施設整備が相次ぎ、それに伴う国や都からの補助、基金の取崩し、地方債借入などで歳入があがっていましたが、近年はほぼ横這いの状況でした。

平成20年度は、市税はほぼ前年度並みでしたが、定額給付金給付事業に伴う国庫支出金の増加や、普通建設事業費の増に対する公共施設整備基金取崩しによる繰入金の増加、学校施設の改修工事などに伴う地方債の増加などにより、歳入総額は約42億円(前年度比9.2%)の増加となっています。

どの年度でも多摩市の歳入で一番大きなウエイトを占めているのが、市民の皆さんの市税です。平成20年度決算における構成比では57.3%と、前年度に比べて5.2ポイント低くなっていますが、これは、市税は前並みの収入でしたが上記の理由により市税以外の収入が増加したことによるものです。

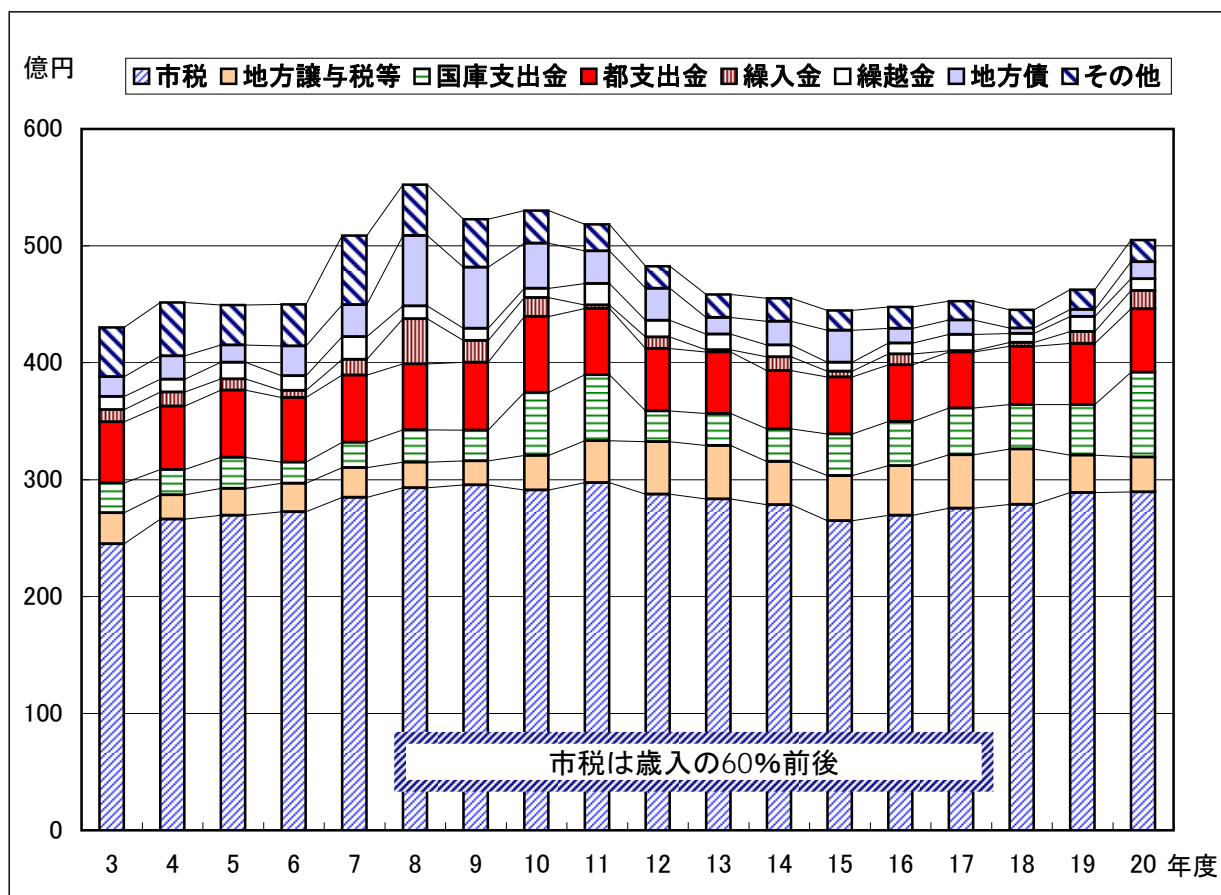
### (2) 主な項目の増減要因

※平成19年度と比較して、増減の大きい主なものについて説明します。

なお、市税については、「3 市税について」で、税目ごとに説明しています。

科 目	増 減 理 由
地方譲与税等	配当割交付金や株式等譲渡所得割交付金などの、国税や都税に連動する各種交付金は、景気悪化の影響等により、約3.2億円もの大幅な減収となりました。 地方特例交付金は、平成20年度から適用された住民税における住宅ローン控除の実施に伴う地方公共団体の減収分を補てんするために、減収補てん特例交付金が新設されたことにより、約1.3億円の増収となりました。
国庫支出金	約29.3億円、67.8%の大幅な増加となりました。国の経済対策である「定額給付金給付事業」や、学校教育関係の普通建設事業の実施に伴う国庫支出金が増加したことが主な要因です。
都支出金	約1.8億円、3.4%の増加となりました。後期高齢者医療制度の開始に伴う負担金や市町村総合交付金の増が主な要因です。
繰入金	約5.6億円、56.3%の大幅な増加となりました。多摩第一小学校の建替事業など学校教育関係の普通建設事業費の増加に対応するため、公共施設整備基金の取崩しを増額したことが主な要因です。
繰越金	約2.9億円、22.1%の減少となりました。平成19年度の最終補正予算において、決算見込みに立った不用額の整理を行ったことが主な要因です。
地方債	約8.4億円、134.64%の大幅な増加となりました。多摩第一小学校の建替事業や、青陵中学校の増改修工事など学校教育関係の普通建設事業費の増加に伴う地方債の増が主な要因です。

(資料)多摩市の歳入構造の推移



単位:千円、%

年度	14	15	16	17	18	19	20
市税	27,844,783	26,476,482	26,939,055	27,550,456	27,867,998	28,901,180	28,942,916
構成比	61.2	59.5	60.2	60.8	62.6	62.5	57.3
地方譲与税等 ※1	3,713,474	3,852,492	4,261,042	4,562,806	4,756,232	3,192,924	2,998,809
構成比	8.2	8.7	9.5	10.1	10.7	6.9	5.9
国庫支出金	2,786,502	3,564,146	3,782,435	3,998,599	3,810,216	4,314,683	7,240,955
構成比	6.1	8.0	8.4	8.8	8.6	9.3	14.3
都支出金	4,989,509	4,874,213	4,839,314	4,799,640	4,961,880	5,248,036	5,425,388
構成比	11.0	11.0	10.8	10.6	11.1	11.3	10.7
繰入金	1,164,735	514,508	931,696	115,798	335,209	995,070	1,555,705
構成比	2.6	1.2	2.1	0.3	0.8	2.2	3.1
繰越金	1,021,185	767,262	920,849	1,396,419	759,414	1,292,734	1,007,283
構成比	2.2	1.7	2.0	3.1	1.7	2.8	2.2
地方債	2,016,600	2,715,300	1,263,800	1,241,000	477,700	621,200	1,457,600
構成比	4.4	6.1	2.8	2.7	1.1	1.3	2.9
その他 ※2	1,966,811	1,704,594	1,844,668	1,611,524	1,545,311	1,684,259	1,863,570
合計	45,503,599	44,468,997	44,782,859	45,276,242	44,513,960	46,250,086	50,492,226

(最終決算年度から7年間)

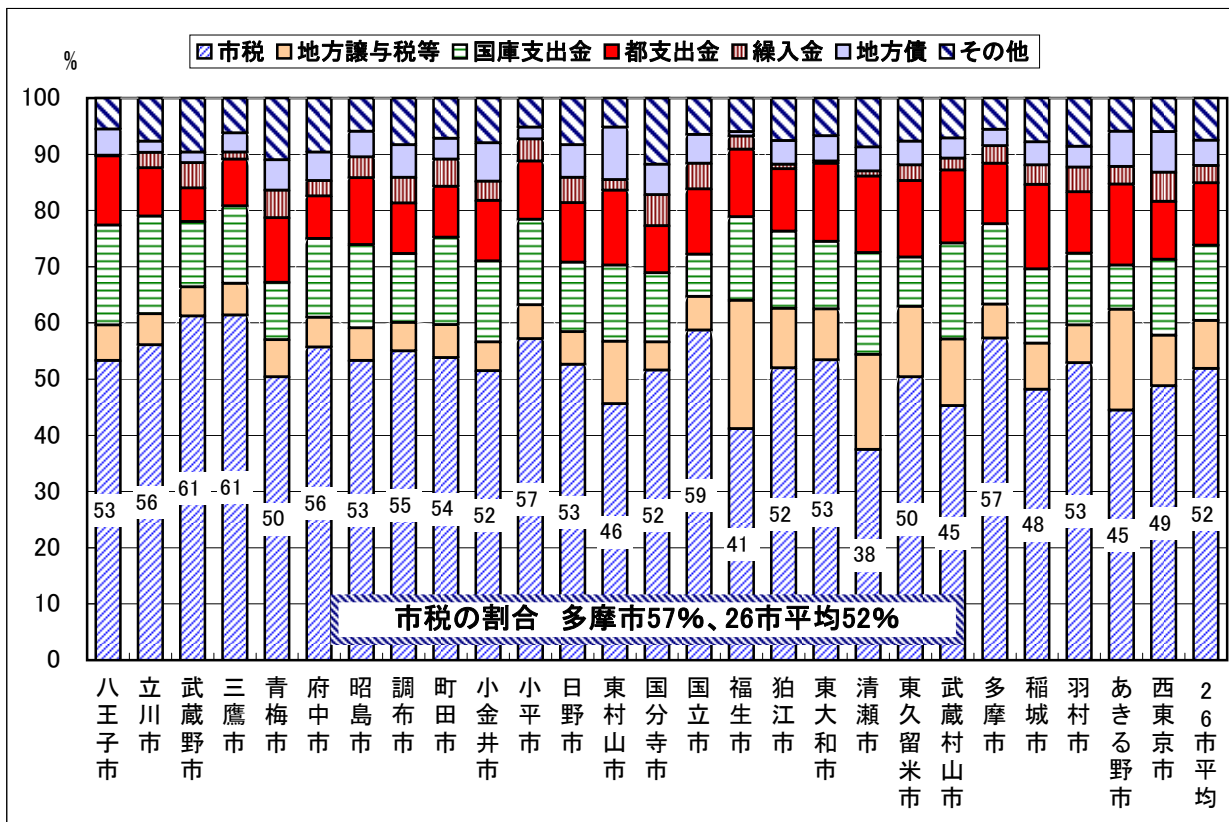
※1 地方譲与税等:(地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金)

※2 その他:(分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、諸収入)

### (3) 多摩市の歳入の構成と他市との比較

#### ①各市における歳入の構成

歳入には、市の税金と、国と都からの歳入、また、銀行等からの借入や、施設の使用料等があります。多摩市は市税が57.3%で26市の平均と比べると5%も高く、分担金、使用料、手数料等も含めた自主財源の割合が66.1%を占めています。自主財源比率は、昨年度に比べて4.9ポイント低くなっていますが、これは、定額給付金給付事業に伴う国庫支出金の増加や普通建設事業の増加に伴う地方債の増加など、「依存財源」に分類される歳入が増加したことが要因です。

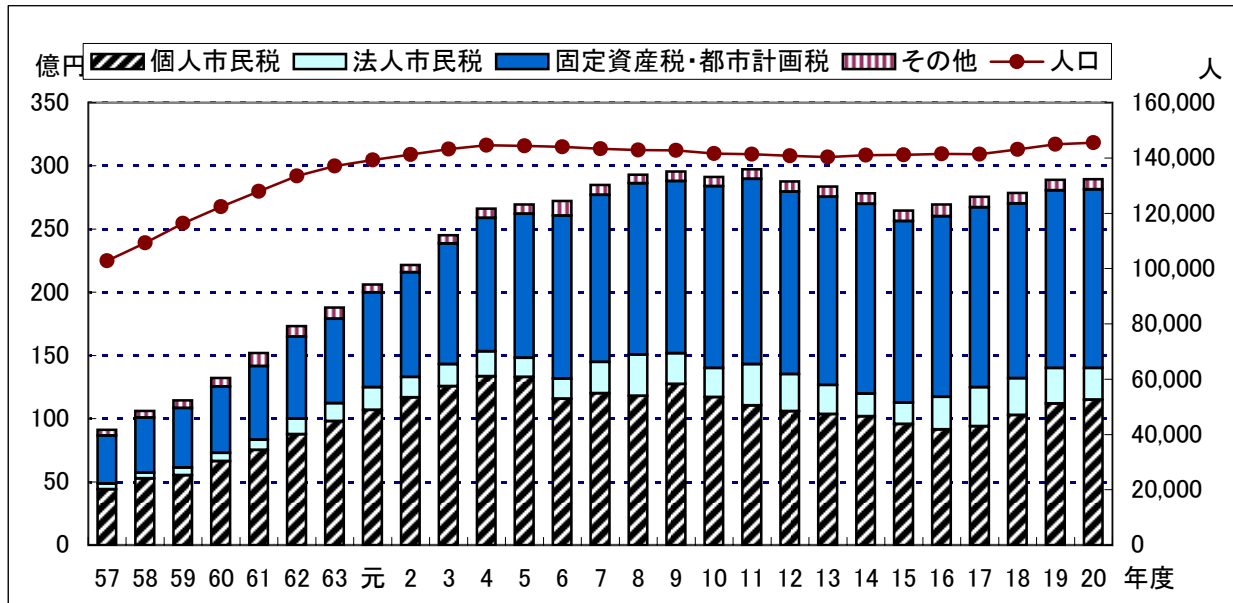


平成19年度総合防災訓練の一幕 市民パワーとフライパンで破壊成功！脱出！

### 3 市税の推移

#### (1) 市税の内訳はどうなっているのか

歳入の中で大きなウェイトを占める「市税」の内訳は、このようになっています。



単位：千円

年度	14	15	16	17	18	19	20
個人市民税	10,178,101	9,577,486	9,136,845	9,392,494	10,291,657	11,203,989	11,495,391
法人市民税	1,802,023	1,684,536	2,599,200	3,080,720	2,911,395	2,803,795	2,503,459
固定資産税・都市計画税	15,025,073	14,371,758	14,272,014	14,239,452	13,823,857	14,064,105	14,125,787
その他	839,586	842,702	930,996	837,790	841,089	829,291	818,279
合計	27,844,783	26,476,482	26,939,055	27,550,456	27,867,998	28,901,180	28,942,916
人口	140,972	141,125	141,478	141,383	143,090	144,947	145,560

(最終決算年度から7年間)

～歳入：市税は歳入の基本～

人口の大幅な増加に伴い、平成4年度までは右肩上がりの高い伸びでしたが、平成11年度の297億円をピークに一度減少し、平成16年度から再び増加傾向にあります。市税の主体は、平成5年度までは個人市民税でしたが、それ以降は固定資産税へと転換しています。特に平成6年度からの個人市民税の減少は減税の影響によるものです。

平成20年度の市税収入を前年度と比較すると、個人市民税は納税義務者数の増により2.9億円の増収となりました。法人市民税は、景気悪化の影響等により3億円の減収となりました。固定資産税では、家屋の新增築分の増収があったものの、新規設備投資の減に伴う償却資産分の減収等と相殺され、0.3億円の増収となりました。市税トータルでは、0.4億円の増で、ほぼ前年並となっています。

また、依然として先行き不透明な経済情勢にあることから、個人市民税や法人市民税、固定資産税(償却資産分)などについては、今後、更なる減少が見込まれるところです。

(2) 税等の未納状況： 本来支払うべき税や各種使用料等を納めていないのは...

多摩市の市税の徴収率は全国的にもかなり高い方で、平成20年度は96.8%と東京都26市中で上位2位でした。しかし、市税や各種使用料などの未納金合計額は、約25億円にも上ります。このほかにも、市の会計外である「給食費の滞納」もあります。負担の公平からも、改善が必要です。なお、市では納税相談や納付相談を行うとともに、徴収率向上のため努力を続けています。

会計	項目	金額(千円)
一般会計	小計	1,213,286
	市税	930,945
	社会福祉費負担金	6,724
	児童福祉費負担金	66,082
	民生使用料	11,324
	住宅使用料	3,162
	清掃手数料	4,512
	諸収入	190,537
下水道事業特別会計	下水道使用料	108,417
国民健康保険特別会計	小計	1,167,623
	国民健康保険税	1,164,320
	諸収入	3,303
介護保険サービス事業特別会計	自己負担金	1,410
介護保険特別会計	介護保険料	40,410
後期高齢者医療特別会計	医療保険料	7,853
	合計	2,538,999



保育園にて。サッカープロの指導で、ちびさんたちもなかなかサマになってます？

## 4 歳出の状況 ～収入（歳入）の使い道はどうなっているのか～

普通会計の歳出には、「目的別」と「性質別」という2つの分類方法があります。

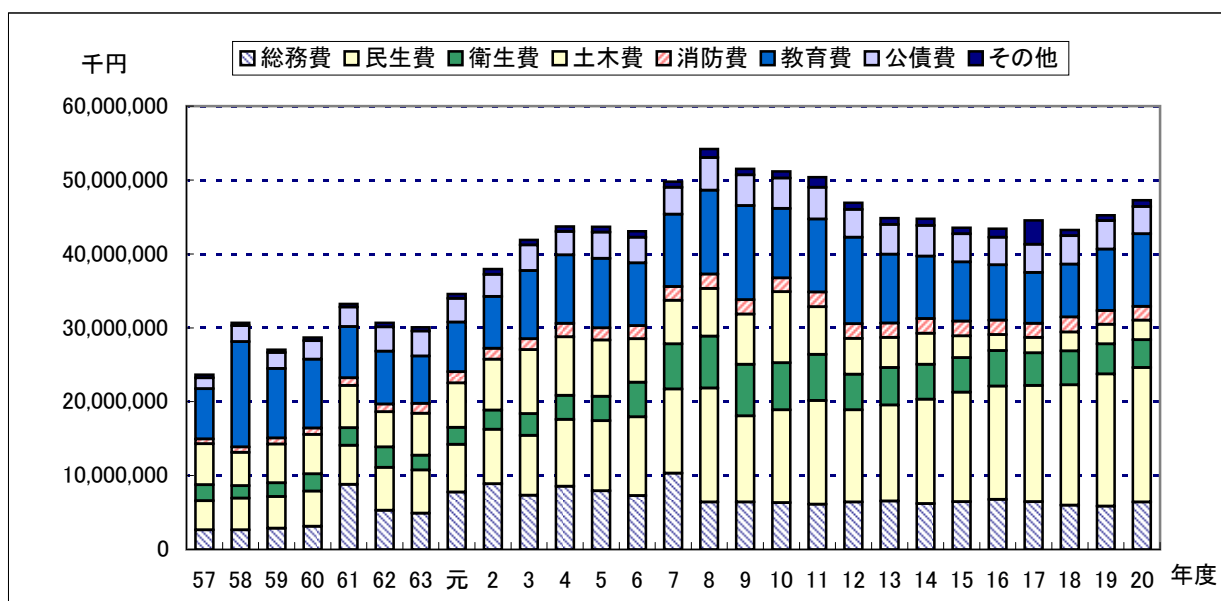
○目的別：その歳出経費が何のために使われたかを行政目的で分類するもの  
議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林業費、商工費、土木費、消防費、教育費、公債費など。

○性質別：その支出の性質、つまりどのような内容に使われたかによって分類するもの  
人件費、扶助費、公債費、物件費、維持補修費、補助費等、積立金、投資及び出資貸付金、繰出金、普通建設事業費など。

### (1) 目的別経費の推移 ～どのような目的に使われたのか～

#### ① 目的別経費の推移

歳出における目的別経費の推移は、次のようになっています。



単位：千円

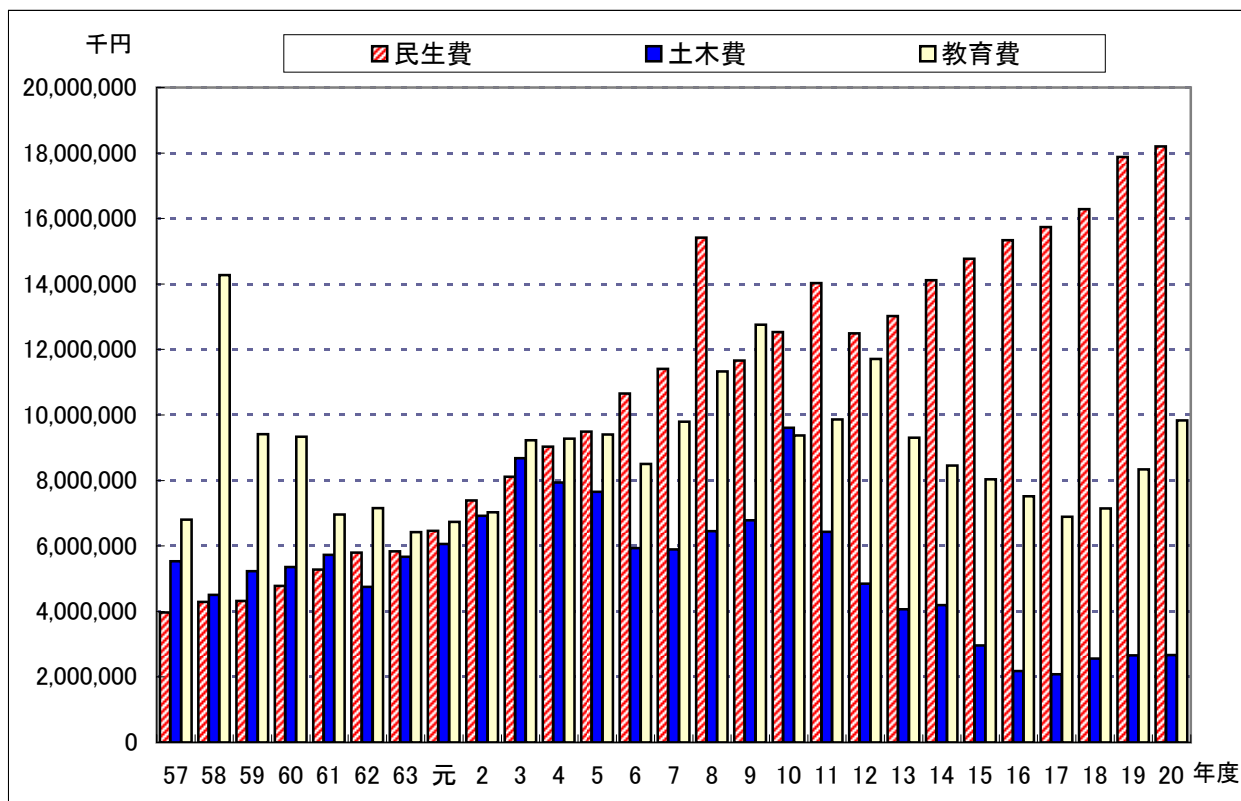
年度	14	15	16	17	18	19	20
総務費	6,200,118	6,475,778	6,758,745	6,454,734	5,991,753	5,861,572	6,427,055
民生費	14,113,198	14,774,981	15,340,962	15,740,949	16,289,692	17,877,332	18,198,069
衛生費	4,721,666	4,678,328	4,797,980	4,401,770	4,557,614	4,064,175	3,740,253
土木費	4,191,284	2,966,691	2,181,149	2,080,142	2,563,217	2,656,770	2,666,244
消防費	2,006,306	1,979,186	1,924,128	1,918,039	2,068,833	1,844,599	1,853,881
教育費	8,455,499	8,033,189	7,518,415	6,893,592	7,149,591	8,333,500	9,833,918
公債費	4,171,407	3,785,808	3,730,812	3,800,987	3,839,839	3,849,715	3,695,199
その他	876,859	854,187	1,134,249	3,226,615	760,687	755,140	868,470
計	44,736,337	43,548,148	43,386,440	44,516,828	43,221,226	45,242,803	47,283,089

(最終決算年度から7年間)

- 総務費＝ 市役所庁舎の管理やOA化などの経費、集会所やコミュニティセンター、地域の福祉館、税金の賦課徴収経費、戸籍や選挙費用等に係る経費
- 民生費＝ 保育園や児童館、生活保護や障がい者、高齢者などの福祉に関する経費
- 衛生費＝ ごみやし尿の処理、健康関係に関する経費
- 土木費＝ 都市計画や道路橋りょう、公園等に関する経費
- 消防費＝ 防災・消防関係の経費
- 教育費＝ 学校教育、生涯学習(図書館や公民館、スポーツ振興、文化財保護など)に関する経費
- 公債費＝ 借金の返済に要するお金

## ② 主な目的別経費の推移

この中で高い割合を占めている民生費と教育費、そして過去において高い割合だった土木費の推移をみてみましょう。



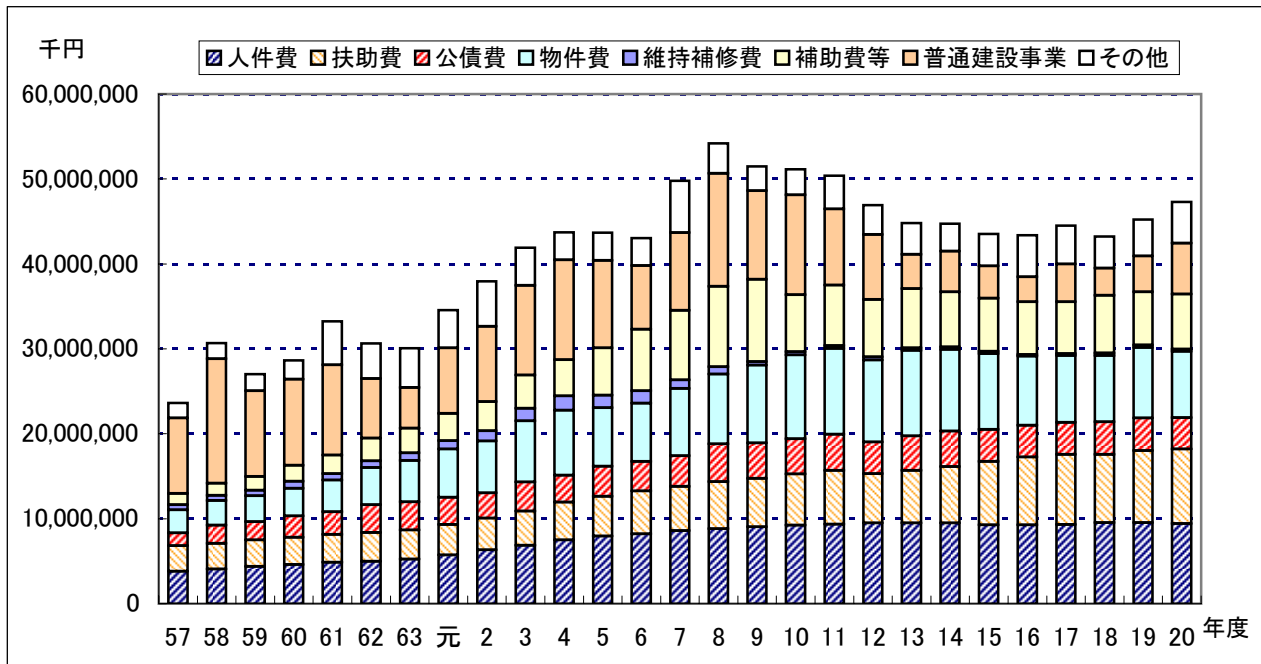
社会保障経費が多くを占める民生費は増加傾向です。この傾向は今後も続くとみられ、財政の硬直化の要因の一つとなっています。

過去において、土木費と教育費が高い割合を占めていたのは、多摩ニュータウン開発に伴うものです。道路、橋りょう、公園などの整備が急速に進められました。また、開発に伴う人口急増により、小中学校の整備などの施設の整備費が多くかかっています。現在は基本的な整備は終了していますが、老朽化による補修や改修などの必要性が高まり、再び増加傾向となる見込みです。

なお、昭和58年度の教育費の急増は小中学校施設(校舎・体育館・プール・用地)買取等によるもの、平成8年度の民生費の急増は総合福祉センター建設等によるもの、平成11年度の民生費の急増は翌年度の介護保険制度導入に係る経費等によるもので、それぞれ、臨時的に支出されたものです。

## (2) 性質別経費の推移と他市との比較 ～どのような内容に使われたのか～

### ① 性質別経費の推移



単位:千円

年度	14	15	16	17	18	19	20
人件費	9,486,593	9,279,443	9,287,820	9,324,993	9,537,831	9,531,909	9,410,011
扶助費	6,656,405	7,447,926	7,980,670	8,219,467	8,017,600	8,489,413	8,781,346
公債費	4,171,407	3,785,808	3,730,812	3,800,987	3,839,839	3,849,715	3,695,199
物件費	9,593,870	8,924,270	8,117,720	7,878,406	7,830,567	8,291,360	7,819,642
維持補修費	314,130	277,270	219,111	210,025	272,222	272,364	237,884
補助費等	6,491,763	6,243,476	6,193,426	6,088,015	6,804,528	6,262,435	6,514,403
普通建設事業	4,783,908	3,811,829	2,965,956	4,475,297	3,209,609	4,246,817	5,975,304
その他	3,238,261	3,778,126	4,890,925	4,519,638	3,709,030	4,298,790	4,849,300
歳出決算額	44,736,337	43,548,148	43,386,440	44,516,828	43,221,226	45,242,803	47,283,089

(最終決算年度から7年間)

- ★人件費＝ 職員の給与や議員、委員等の報酬等
- ★扶助費＝ 生活保護費、障がい者の自立支援法関係の給付費などの福祉や医療にかかる経費
- ★公債費＝ 借金の返済に要するお金
- 物件費＝ 臨時職員賃金や旅費、消耗品などの需用費、原材料費、使用料や委託料など
- 維持補修費＝ 施設や道路などを維持するための経費(増改築等は含まれない)
- 補助費等＝ 補助金や交付金、一部事務組合への負担金など
- 普通建設事業費＝ 施設建設や道路新設などの建設事業費で、いわゆる社会資本の形成となるもの

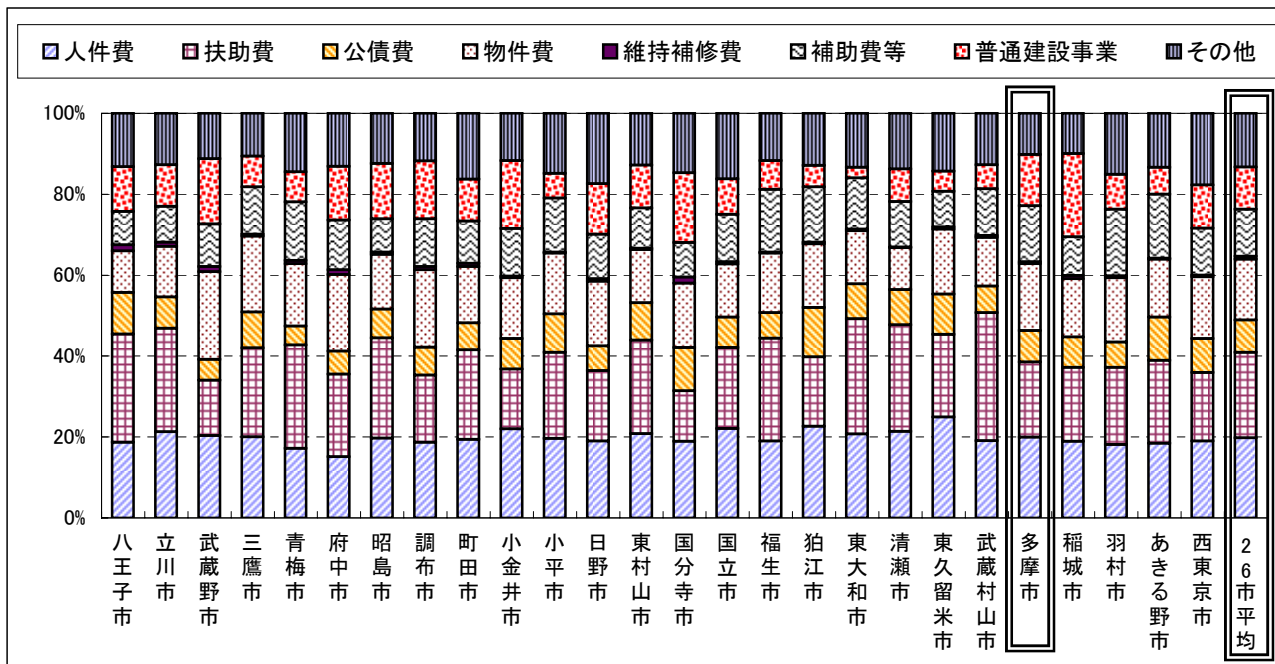
} 義務的  
経費

人件費、扶助費、公債費の合計を義務的経費と言います。これらの経費は、法令の規定やその性質上支出が義務付けられているため、任意には削減しにくく、この経費が年々増加傾向にあることは財政の硬直化の要因になっています。

物件費は、公共施設の増加、人件費の抑制に伴う委託料の増加等により増加傾向にあります。そのことも、財政硬直化の一因です。多摩ニュータウンは良好な住環境を目指し整備されました。そのため公共施設等のストックが他市に比べても多く、これらを今後も維持していくためには、多くの財源が必要となります。平成19年度末に策定した「多摩市施設白書」「多摩市ストックマネジメント計画」などを活用し、市の施設のあり方や再配置も含めて無理なく適正に活用するよう努めます。

## ②各市の性質別経費の割合 その1

各市の性質別経費を決算総額に対する割合で示したものです。

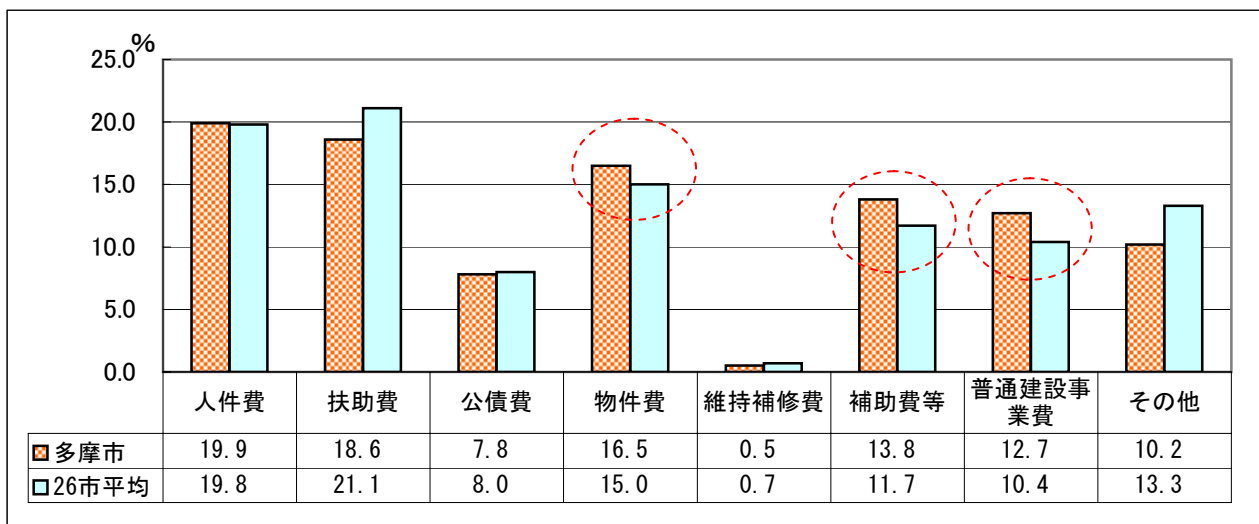


単位:千円、%

	人件費	扶助費	公債費	物件費	維持補修費	補助費等	普通建設事業費	その他	合計
多摩市	9,410,011	8,781,346	3,695,199	7,819,642	237,884	6,514,403	5,975,304	4,849,300	47,283,089
	19.9	18.6	7.8	16.5	0.5	13.8	12.7	10.2	100.0
26市平均	9,392,810	10,281,392	3,830,882	7,234,939	386,462	5,352,035	5,313,623	6,560,970	48,353,113
	19.8	21.1	8.0	15.0	0.7	11.7	10.4	13.3	100.0

## ③各市の性質別経費の割合 その2

②で示した性質別経費の決算総額に対する割合を、性質別に多摩市と26市平均を並べて示したものです。

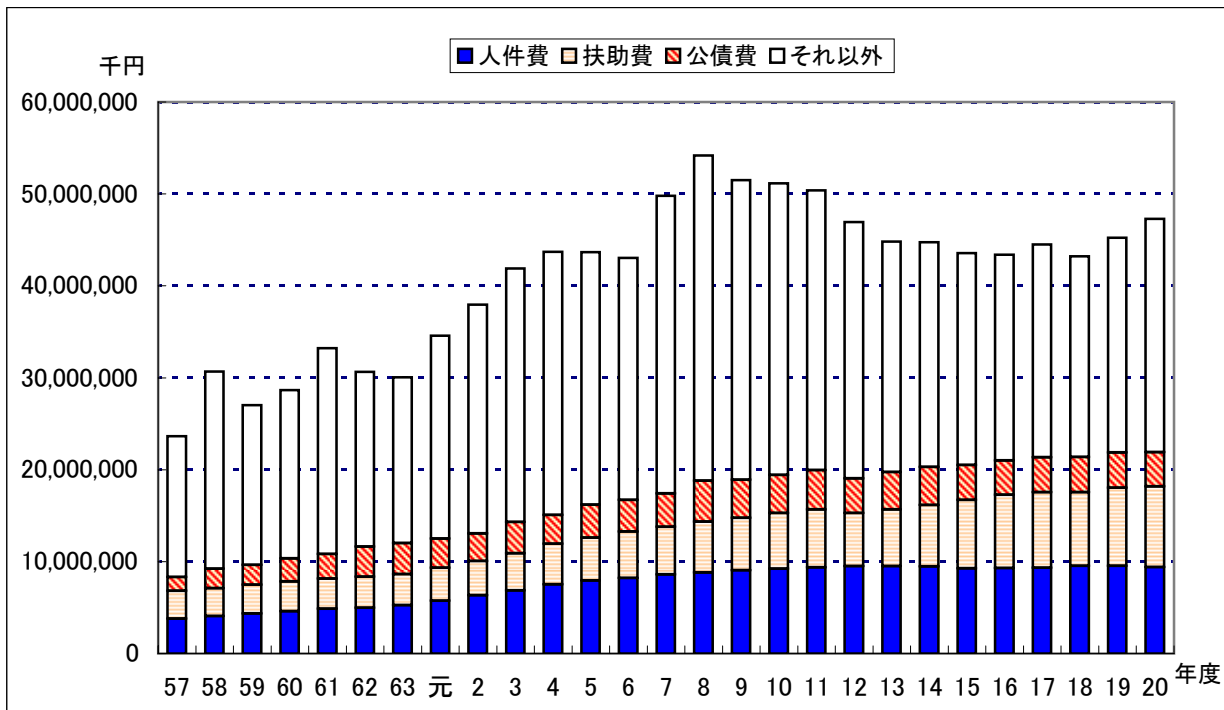


他市との比較で、多摩市は補助費等や物件費、普通建設事業費の割合が大きいです。人件費を抑えるために事業の委託を進めると、経費総額としては節減できても物件費の割合は増加します。歳入全体が低迷する今日、事業のあり方を工夫するだけでなく、事業そのものを改めて取捨選択し直す必要があります。このことも含め、多摩市は経常的に支出する経費が多く、財政の硬直度高くなっています。

#### ④義務的経費の推移

人件費、扶助費、公債費の合計を義務的経費と言います。このグラフは、前ページのグラフを「義務的経費」と「それ以外」に分けて示したものです。歳出総額があまり伸びない中、扶助費に牽引されて義務的経費が上がり続けているのがわかります。

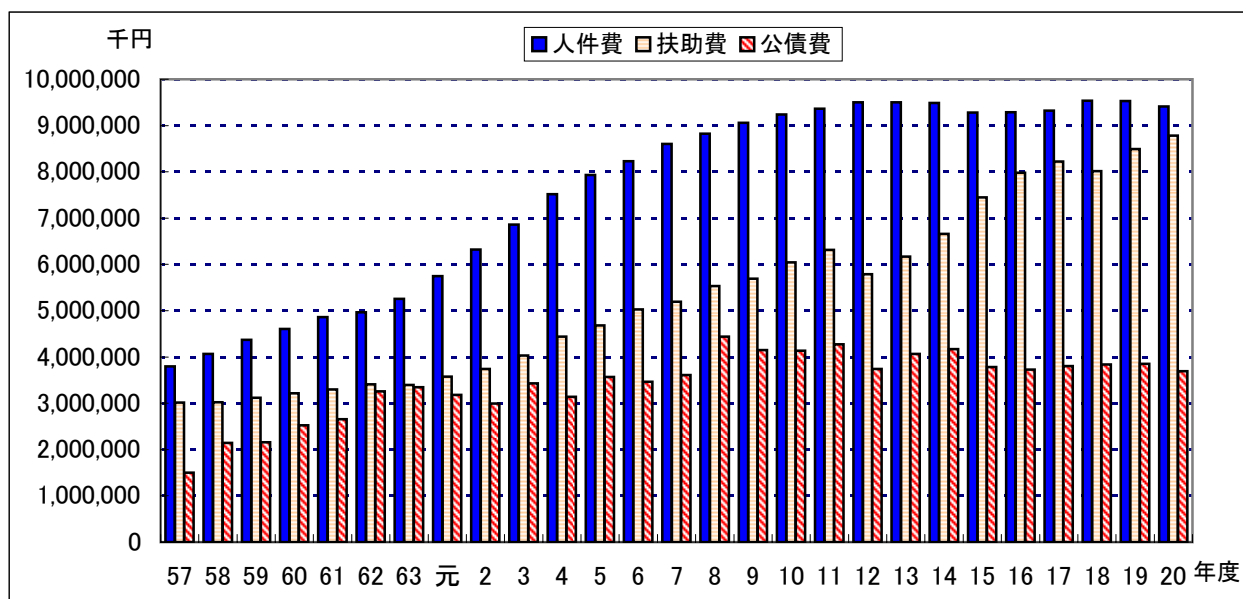
これらの経費は、法令の規定やその性質上、支出が義務付けられているため、任意には削減しにくいものです。全体の経費が伸び悩んでいる中でこの経費が年々増加傾向にあることは、財政の硬直化の要因になっています。



#### ⑤義務的経費の内訳の推移

義務的経費の内訳を別々に示したものです。

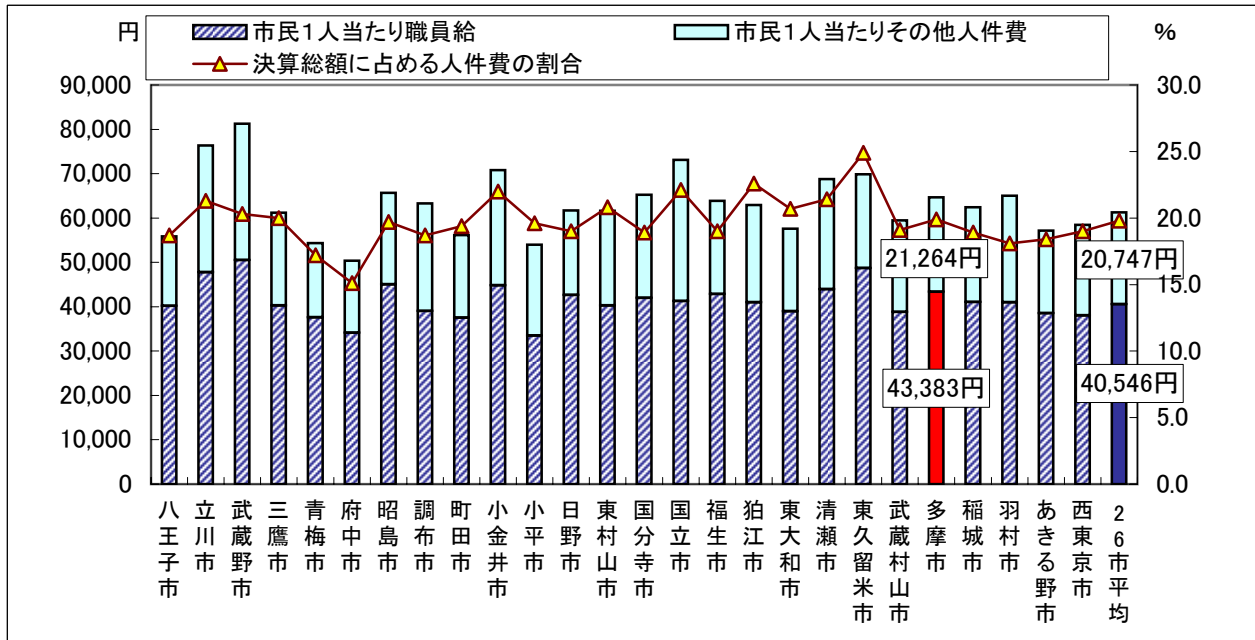
義務的経費のうち人件費と公債費は、様々な取り組みによって今後は減少して行くことが予想されますが、扶助費は増加傾向が目立ちます。



### (3) 性質別経費の分析:人件費

#### ① 26市における市民1人当たりの人件費と総額に占める割合

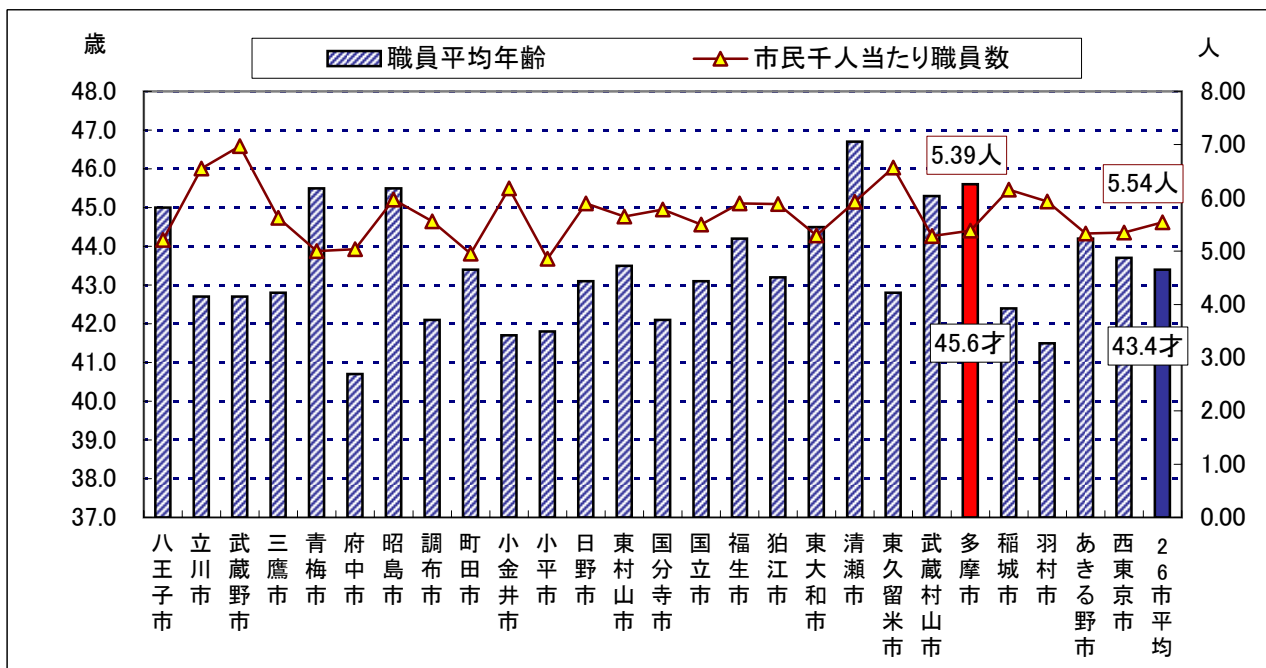
26市平均と比べ、市民1人当たり職員給で約7%ほど高くなっています。職員給が高い理由については②で示すとおり、職員数は少ないため、職員の平均年齢によるものと考えられます。



#### ② 26市における職員平均年齢と市民千人当たり職員数

26市の中で人件費が高いことの大きな要因として、職員の平均年齢があります。平均年齢が高いことは平均給与にもつながります。多摩市はニュータウンの整備に伴い急速に発展したため、発展期に多くの職員を雇用しました。その世代の年齢が平均年齢に大きく作用しています。

なお、市民千人当たりの職員数は、前年の5.57人から大きく減り、26市平均よりも低くなりました。



※ 平成20年4月1日時点の職員数・人口を基に作成

### ③全国類似団体との職員給の比較

#### 【類似団体とは】

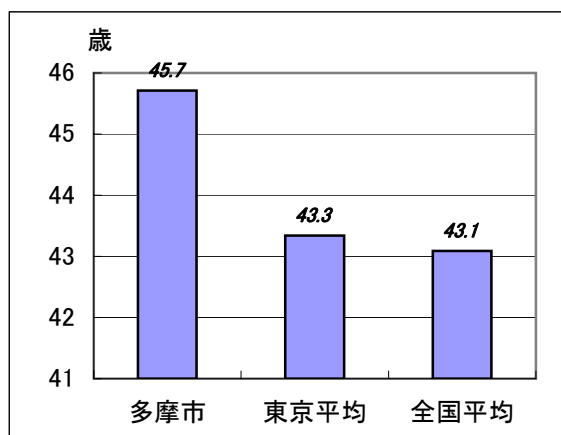
人口と産業構造が類似している地方公共団体を「類似団体」と言います。

多摩市は、人口が10～15万人、第三次産業が産業人口の65%以上を占めるⅢ-3型の団体です。平成20年度にⅢ-3型に属する団体は、全国で35団体、東京で6団体あります。これらの「多摩市と似た条件」の団体と比較することで、多摩市の人件費の状況をより客観的に判断する材料になります。

(取手市、戸田市、入間市、朝霞市、富士見市、ふじみ野市、我孫子市、鎌ヶ谷市、武蔵野市、昭島市、小金井市、東村山市、国分寺市、多摩市、海老名市、座間市、多治見市、三島市、伊勢市、草津市、池田市、富田林市、河内長野市、松原市、箕面市、羽曳野市、橿原市、生駒市、廿日市市、大牟田市、飯塚市、春日市、別府市、浦添市、沖縄市)

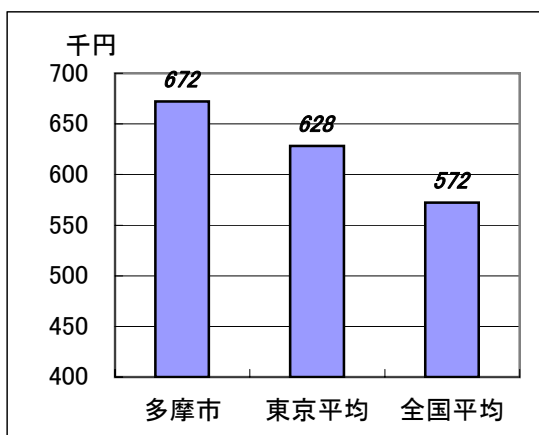
※静岡県三島市が、全国の類似団体を対象に平成20年度決算について調査を行いました。このページは、そのデータを元に作成しているため、職員数・人口は平成21年4月1日現在のものであるなど、左のページとは一部の数値が異なります。

職員平均年齢



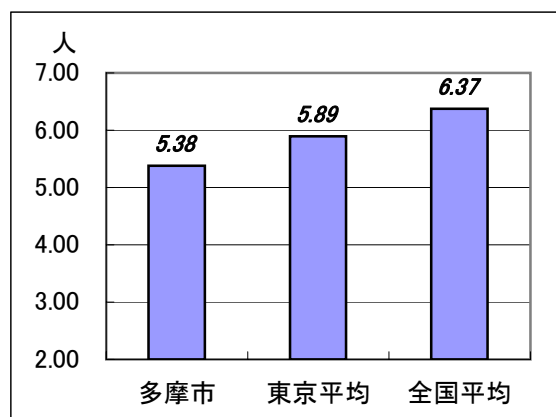
多摩市職員の平均年齢は、類似団体の中では、全国で2番目(東京都では1番)に高くなっています。

職員1人当たり1ヶ月平均職員給



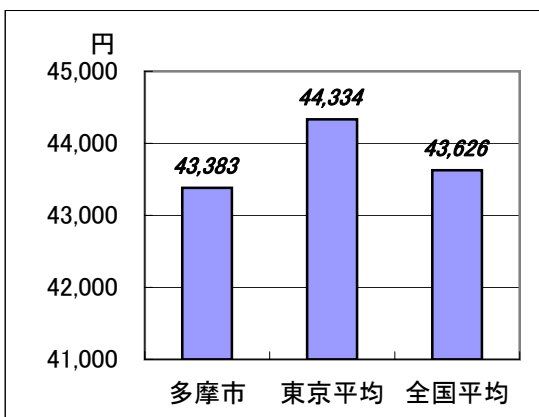
平成20年度の平均職員給は、類似団体の中では、全国で1番高くなっています。職員の平均年齢が高いことも大きな要因となっています。

人口千人当たり職員数



業務の見直しや委託化の推進等により、人口千人当たりの職員数は、全国平均・東京都平均を下回っています。

人口1人当たり職員給



職員給の総額を人口で割って、市民1人当たりの職員給を算出しました。人口に対する職員数が少ないことが大きな要因となっています。

#### 【今後の見通しなど】

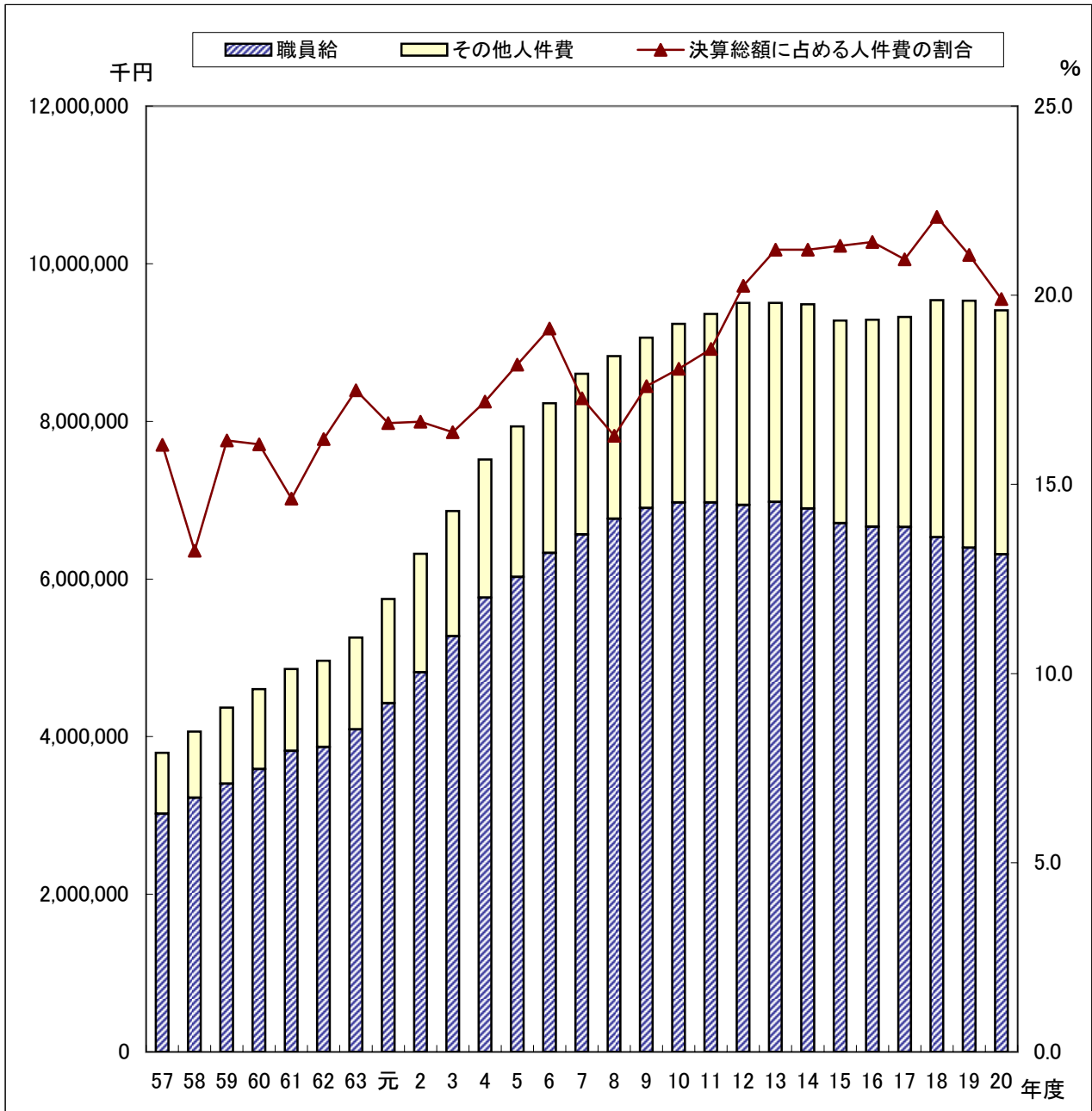
多摩市は、ここ10年間で約130人の正規職員を削減していることから、「人口当たりの職員数」や「人口当たりの職員給」は低い数値となっており、行政サービスの生産性は高くなっているといえます。一方、職員の平均年齢の高さと、少ない職員数の中で高水準の市民サービスを行っていることなどによる時間外勤務の多さが、「職員1人当たりの職員給」を押し上げる要因となっています。

今後の見通しとしては、職員の退職による新陳代謝や、更なる職員総数の削減等により、「職員人件費総額」と「職員1人当たりの職員給」とともに減少していく見込となっています。

#### ④人件費と歳出総額に占める割合の推移

人件費のうち職員給については、過去には急増しましたが、現在は⑤で示すとおり職員数が大きく減少していることに伴い、減少傾向になっています。

平成20年度は、前年度に比べて約1.2億円、1.3%の減少となっていますが、これは、職員の退職に伴う新陳代謝などから職員給が減少したことが主な要因です。



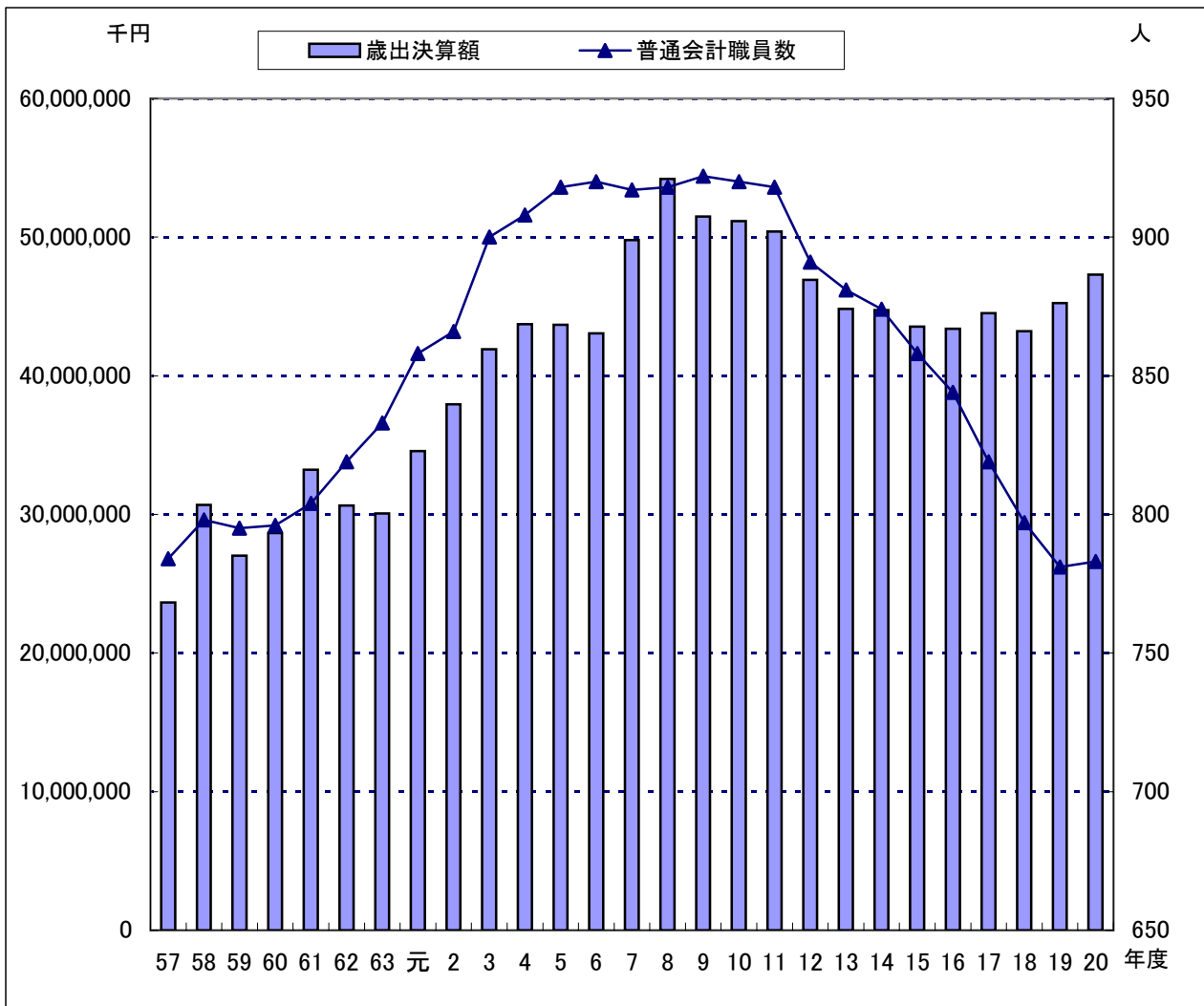
単位：千円、%

年度	14	15	16	17	18	19	20
人件費	9,486,593	9,279,443	9,287,820	9,324,993	9,537,831	9,531,909	9,410,011
総額に占める割合	21.2	21.3	21.4	20.9	22.1	21.1	19.9

(最終決算年度から7年間)

### ⑤多摩市の職員数の推移

過去には決算規模の増加に比例して職員数が増加していましたが、近年は職員の配置の見直しや外部委託の活用などにより職員数を削減しているため、決算規模に対して少ない比率になってきています。



単位：千円、人

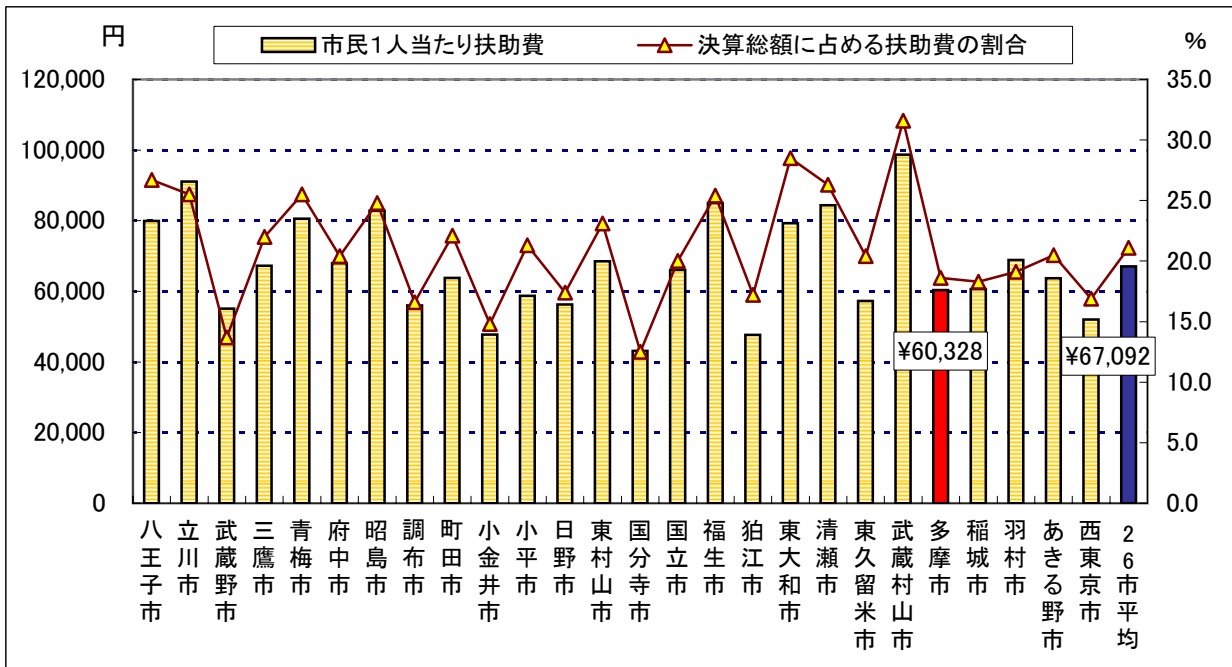
年度	14	15	16	17	18	19	20
歳出決算額	44,736,337	43,548,148	43,386,440	44,516,828	43,221,226	45,242,803	47,283,089
普通会計職員数	874	858	844	819	797	781	783

(最終決算年度から7年間)

#### (4) 性質別経費の分析: 扶助費

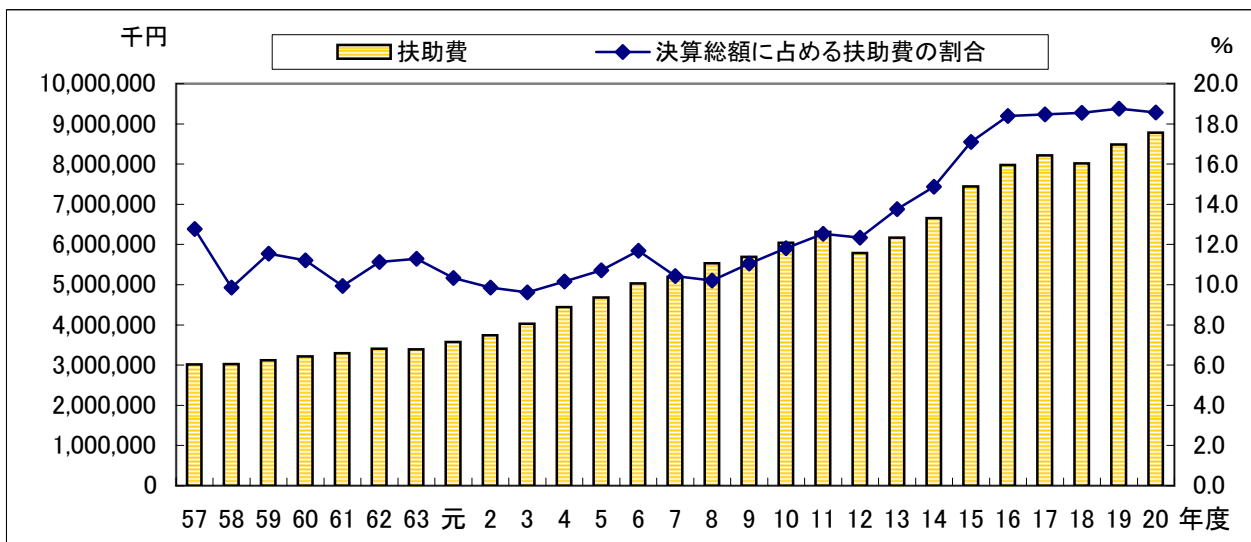
##### ① 平成20年度 26市における市民1人当たりの扶助費と総額に占める割合

現時点では26市平均よりも低くなっていますが、後述するとおり近年急増が続いており、抑制が求められます。



##### ② 扶助費と歳出総額に占める割合の推移

近年急増しています。平成17・18年度は、保育所運営費の性質区分を、約8億円段階的に補助費等に変更したため、一時的に増加が止まりましたが、19年度は再び大きく増加しています。19年度は、児童手当の増額や障がい者関連の給付費の増加が、主な増加要因です。



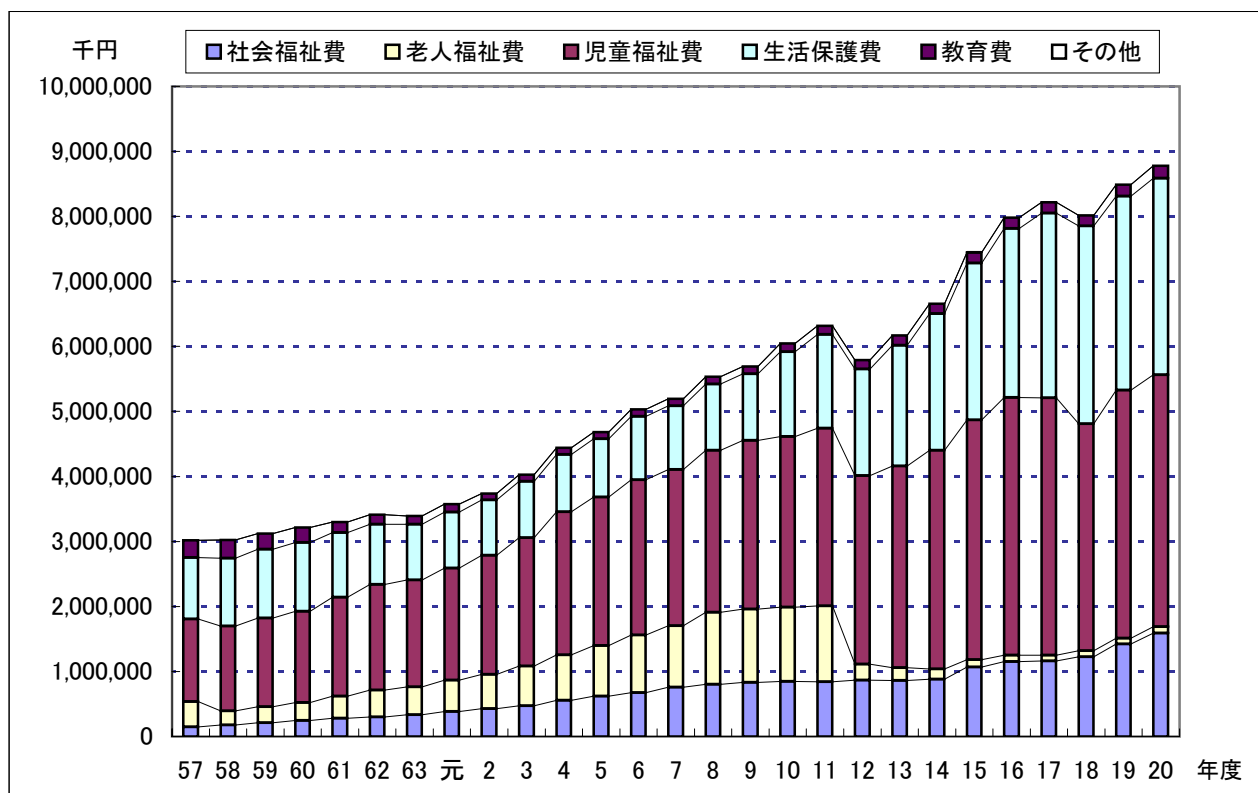
単位: 千円、%

	14	15	16	17	18	19	20
扶助費	6,656,405	7,447,926	7,980,670	8,219,467	8,017,600	8,489,413	8,781,346
総額に占める割合	14.9	17.1	18.4	18.5	18.6	18.8	18.6

(最終決算年度から7年間)

### ③ 扶助費の内訳の推移

全ての項目において増加傾向です。平成12年度の老人福祉費、17・18年度の児童福祉費、19年度の生活保護費など、項目の振り替えにより一時的に減少しているものもありましたが、20年度は全ての項目が増加し、中でも社会福祉費の増加が目立ちます。



単位:千円

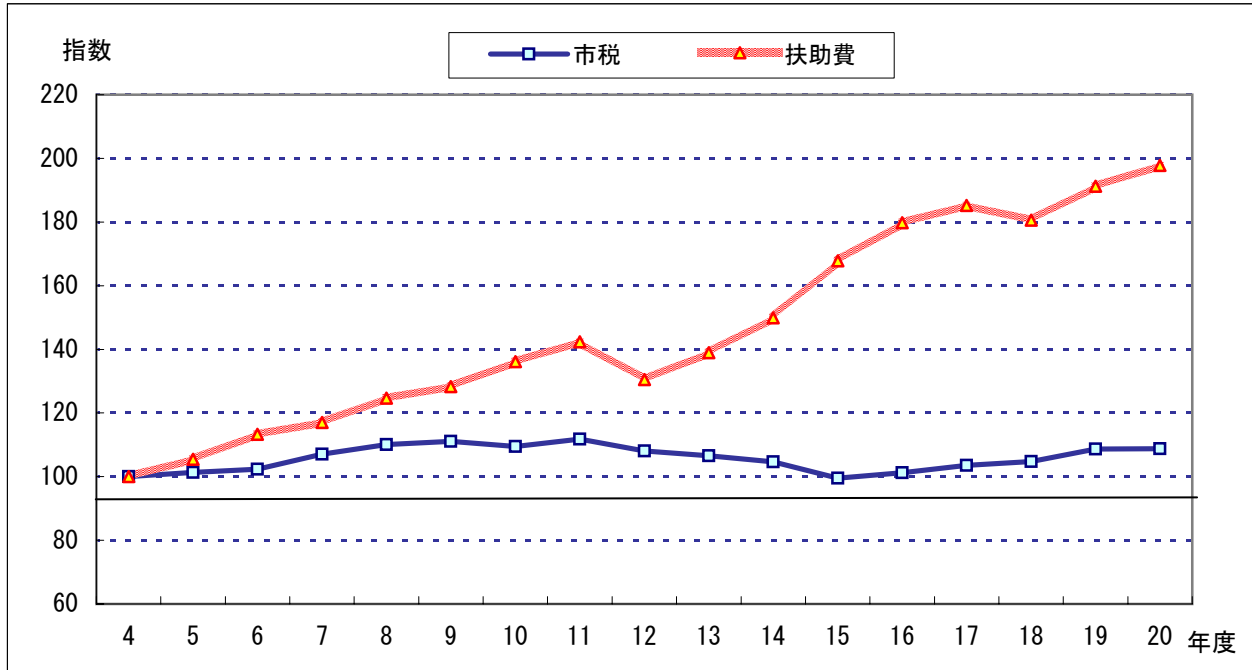
年度	14	15	16	17	18	19	20
社会福祉費	881,284	1,068,746	1,151,689	1,160,684	1,226,254	1,421,834	1,590,997
老人福祉費	157,075	112,889	99,861	90,219	91,192	89,109	97,344
児童福祉費	3,362,016	3,689,968	3,962,782	3,956,550	3,491,789	3,817,146	3,877,561
生活保護費	2,104,323	2,411,569	2,599,822	2,840,457	3,044,567	2,984,121	3,023,061
教育費	150,731	163,790	165,774	170,825	163,244	176,832	191,952
その他	976	964	742	732	554	371	431
合計	6,656,405	7,447,926	7,980,670	8,219,467	8,017,600	8,489,413	8,781,346

(最終決算年度から7年間)

- 社会福祉費＝ 障がい者の自立支援法関係の給付費など、主に障がい者の福祉にかかる経費
- 老人福祉費＝ 高齢者への支援や介護サービス利用助成など、高齢者の福祉にかかる経費
- 児童福祉費＝ 保育所運営費や児童手当など、子育てにかかる経費
- 生活保護費＝ 生活困窮者に対する保護にかかる経費
- 教育費＝ 給食費援助や就学援助費など、教育にかかる経費

④市税と扶助費の変動状況：平成4年度を100とした場合の指数の推移

市税と扶助費について、平成4年度を100として、20年度までの16年間の推移を示したものです。かつては市税は増加傾向にありましたが、近年は横ばい傾向です。その一方、扶助費の伸びは大きく、約2倍になっています。③で述べたように、12年度及び18年度の扶助費の減少は予算区分が変更されたものであり、実質的には更に大きく増加を続けています。



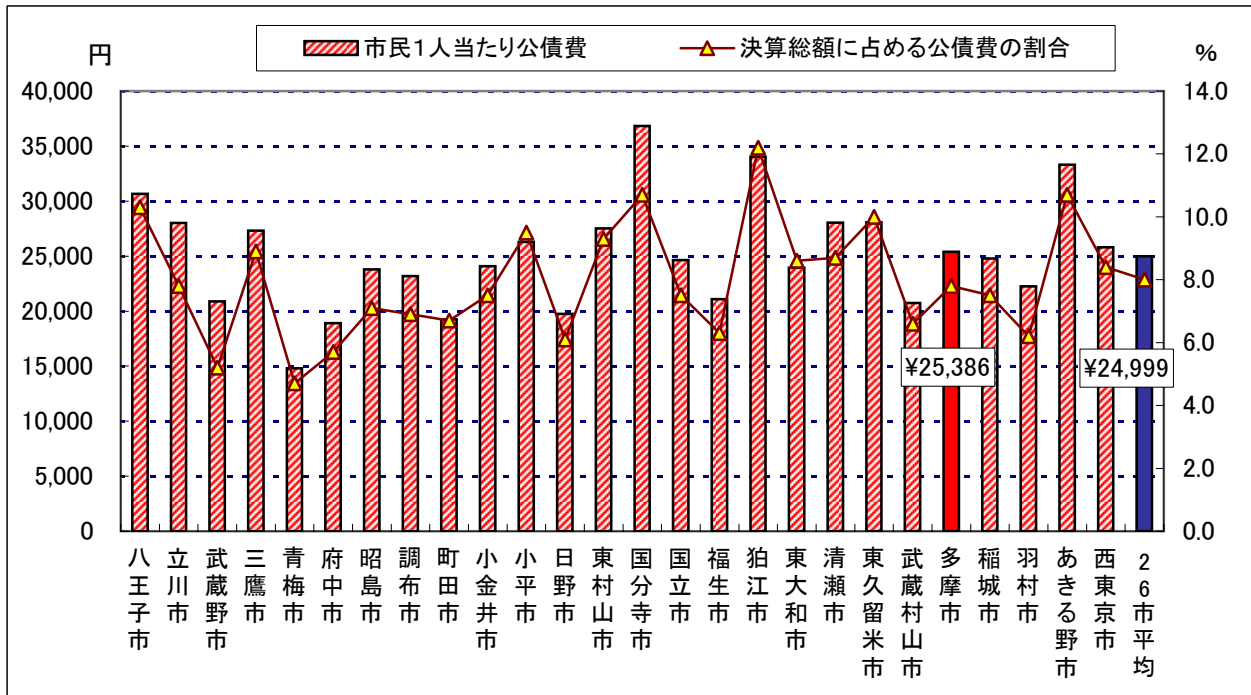
年度	14	15	16	17	18	19	20
市税	105	100	101	104	105	109	109
扶助費	150	168	180	185	181	191	198

(最終決算年度から7年間)

## (5) 性質別経費の分析: 公債費

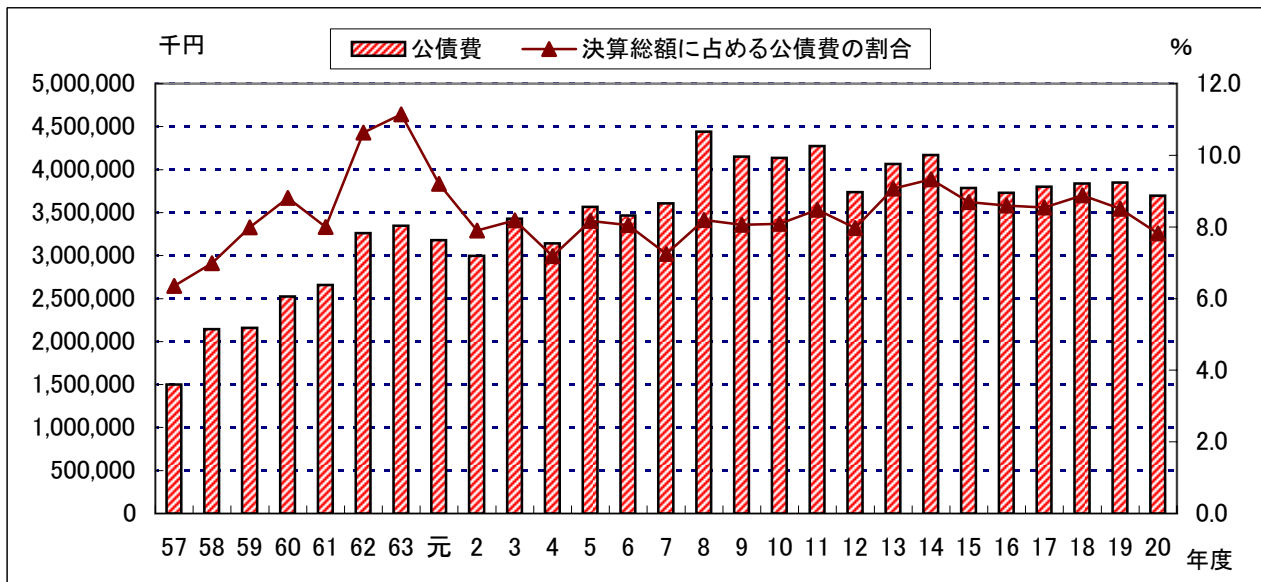
### ① 平成20年度 26市における市民1人当たりの公債費と総額に占める割合

近年は、いわゆる赤字債の発行を抑制していますが、ニュータウン整備期の債務がまだ残っていることもあり、26市平均を上回る結果となっています。



### ② 公債費と歳出総額に占める割合の推移

ニュータウン整備期の債務が順次解消されていくことに加えて、新規の地方債の発行抑制や繰上償還など、以前からの取組みの成果により、今後は減少傾向が続く見込みです。



単位: 千円、%

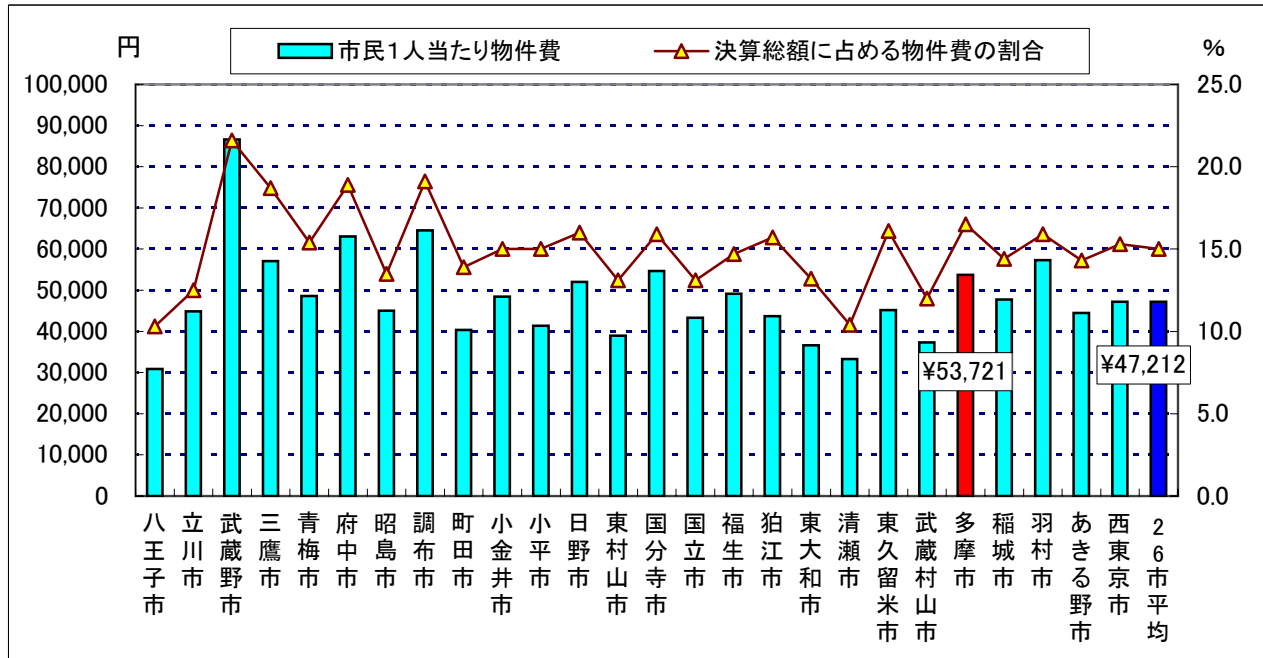
年度	14	15	16	17	18	19	20
公債費	4,171,407	3,785,808	3,730,812	3,800,987	3,839,839	3,849,715	3,695,199
総額に占める割合	9.3	8.7	8.6	8.5	8.9	8.5	7.8

(最終決算年度から7年間)

## (6) 性質別経費の分析: 物件費

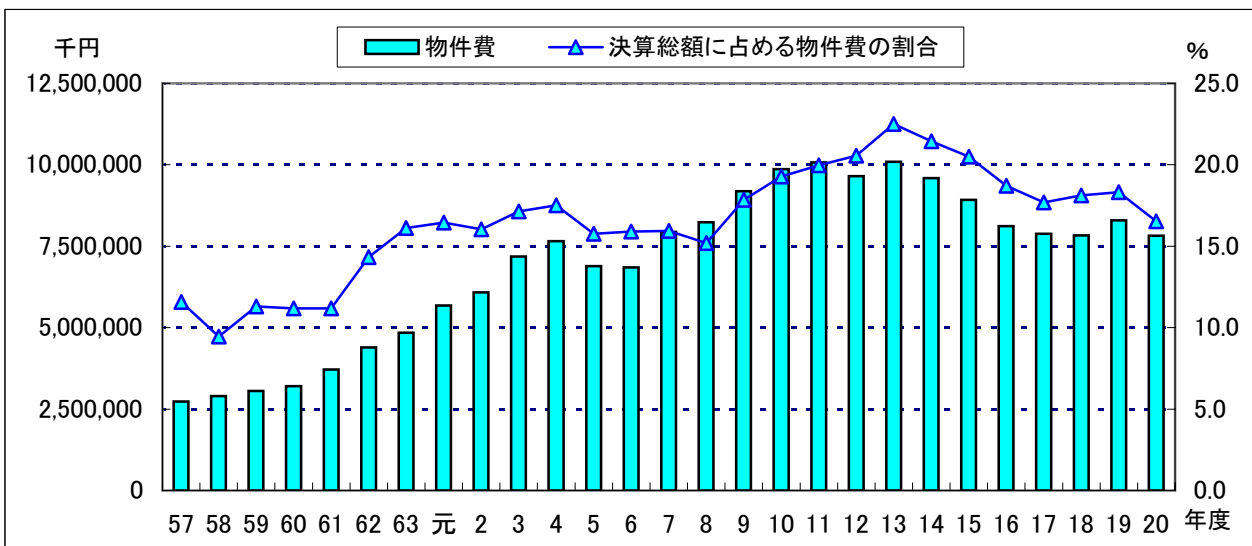
### ① 平成20年度 26市における市民1人当たりの物件費と総額に占める割合

多摩市は公共施設が多く、その維持管理のために物件費がかかるため、他市に比べて物件費が高くなっています。



### ② 物件費と歳出総額に占める割合の推移

近年は様々な削減努力により減少傾向でしたが、平成19年度は住民情報系等のシステム改修経費が多かったことにより増加しています。また今後については、職員数を削減しているため、その業務の一部が外部委託化されることに伴い、物件費の増加要因となることが想定されます。



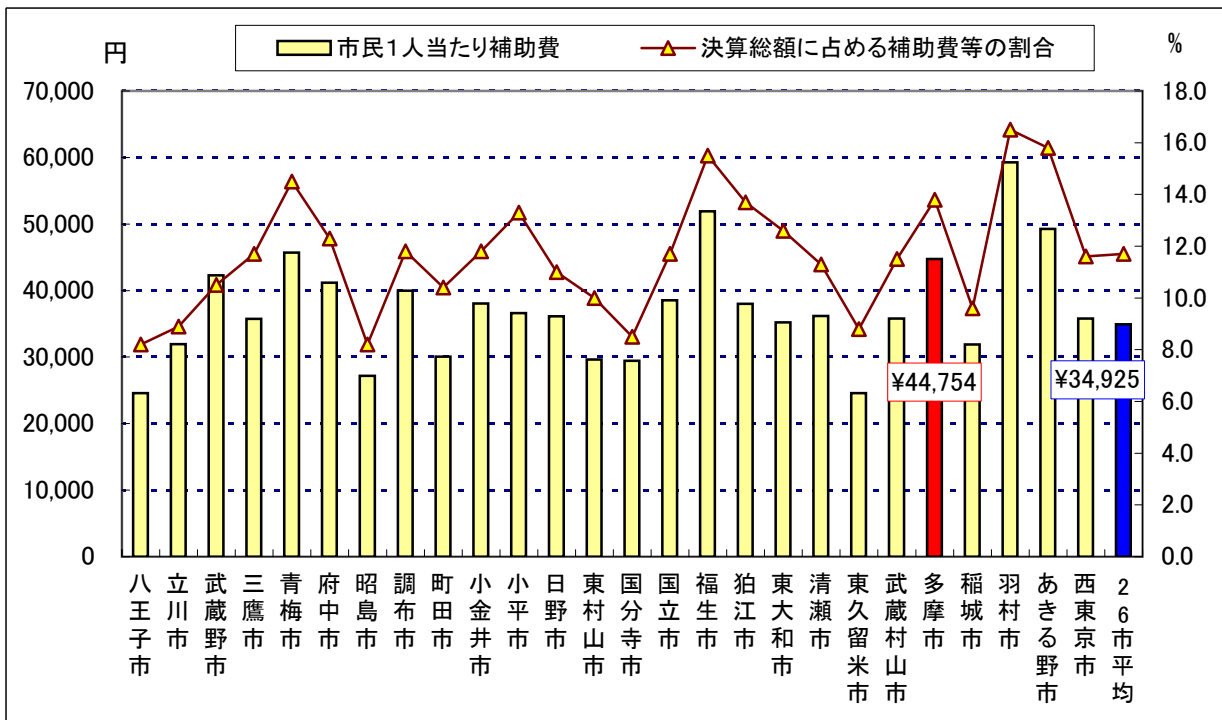
単位: 千円、%

年度	14	15	16	17	18	19	20
物件費	9,593,870	8,924,270	8,117,720	7,878,406	7,830,567	8,291,360	7,819,642
総額に占める割合	21.4	20.5	18.7	17.7	18.1	18.3	16.5

(最終決算年度から7年間)

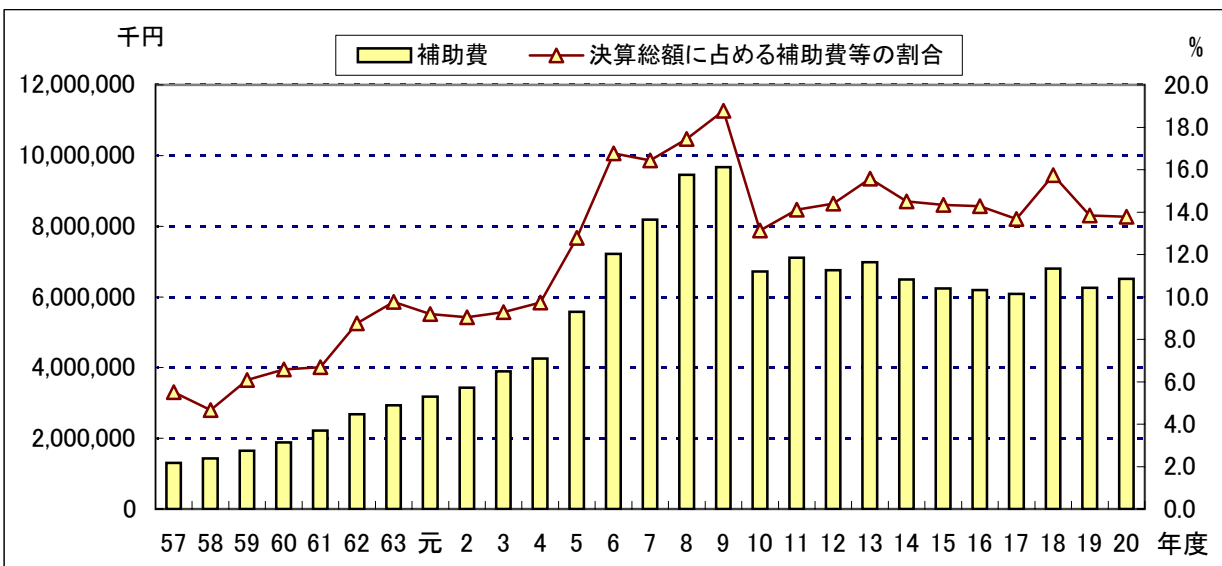
## (7) 性質別経費の分析:補助費等

- ① 平成20年度 26市における市民1人当たりの補助費等と総額に占める割合  
 多摩市の補助費等は26市の中でも非常に高い水準にあることが分かります。



### ②補助費等と歳出総額に占める割合の推移

過去には急増しましたが、近年は抑制に努めています。平成19年度は清掃工場において、調布市のごみの受け入れがあったため、負担金の按分が減ったことにより大きく減少しています。



単位:千円、%

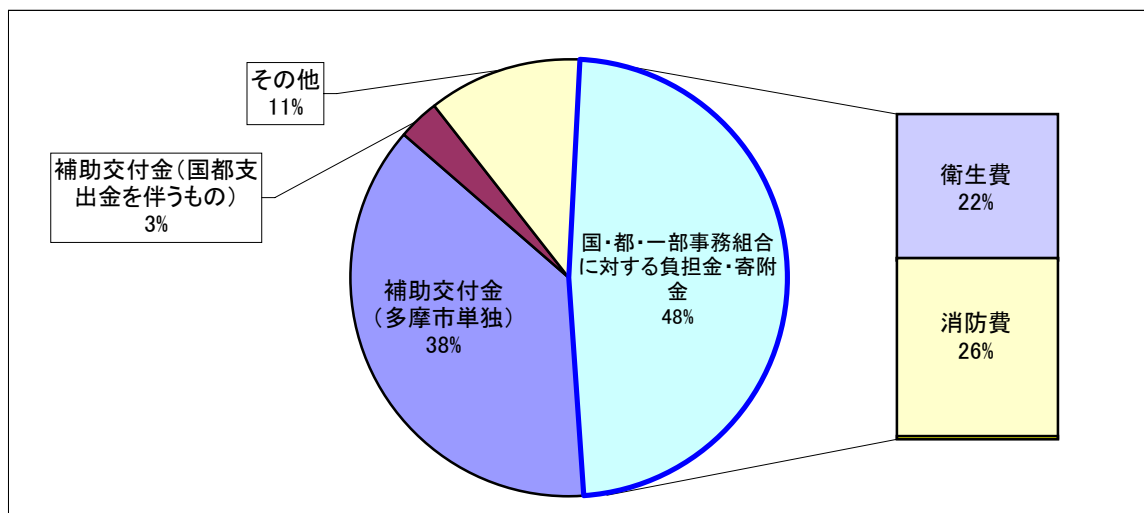
年度	14	15	16	17	18	19	20
補助費等	6,491,763	6,243,476	6,193,426	6,088,015	6,804,528	6,262,435	6,514,403
総額に占める割合	14.5	14.3	14.3	13.7	15.7	13.8	13.8

(最終決算年度から7年間)

### ③補助費等の内訳

補助費等の内訳は下のようになっています。

国や都、一部事務組合に対する負担金のように、多摩市単独では判断できないものが約半分を占め、その大半は消防やごみ処理など、市民生活に不可欠なものです。それ以外の補助金も、市民生活に関係が深く公益性のあるもので、見直しに努めているものの、短期間で大幅に削減するのは難しいのが現状です。



単位:千円

	衛生費	消防費	民生費	その他	総計
一部事務組合に対する負担金等	1,405,405	5,356	5,970	11,130	1,427,861
国都に対する負担金等	0	1,701,942	0	65	1,702,007
補助交付金(多摩市単独)	78,151	1,030	1,861,081	507,592	2,447,854
補助交付金(国都支出金を伴うもの)	0	0	96,180	106,488	202,668
その他の負担金等	2,630	46,725	11,184	72,128	132,667
その他	20,677	2,104	139,864	438,701	601,346
総計	1,506,863	1,757,157	2,114,279	1,136,104	6,514,403

※「一部事務組合に対する負担金等」の多くは衛生費で、主に多摩ニュータウン環境組合や東京たま広域資源循環組合への負担金で、ごみ処理のために使われました。

※「国都に対する負担金等」は主に東京消防庁に消防事務の運営を委託している経費です。

※「補助交付金(多摩市単独)」の約8割は民生費で、更にそのうちの約6割が民間保育所への安定的な運営と充実のための補助です。

## 5 基金・積立金の状況 ～多摩市の「貯金」の状況は？～

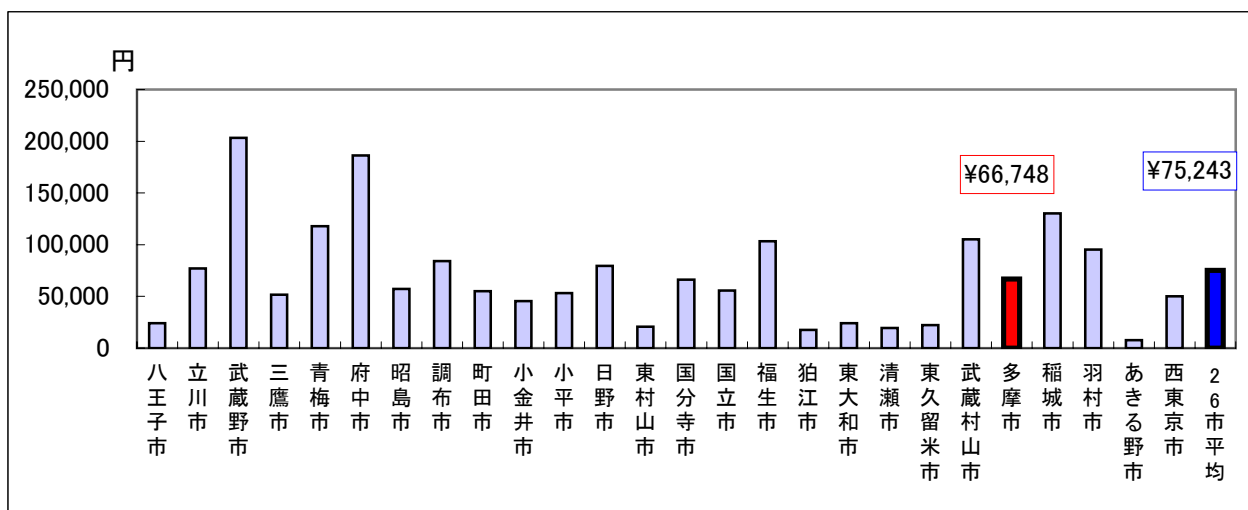
市の貯金を「基金」といいます。特定の目的のために財産を維持、または資金を積み立てるために設立された基金に対し、積み立てる経費を「積立金」といいます。財政状況が厳しくなると、積立金は減少傾向になる一方、「基金取崩し」が増加傾向になります。

平成20年度は、老朽化した庁舎対策として「庁舎増改築基金」に約1.2億円、「都市計画基金」に約1億円などの積み立てをしましたが、第一小学校建替工事に4.2億円、諏訪複合教育施設耐震補強工事に1億円など合計約15億円を取崩し、基金総額が減少する結果となりました。

### (1) 26市における基金・積立金の状況

#### ①平成20年度 26市における市民1人当たりの基金残高

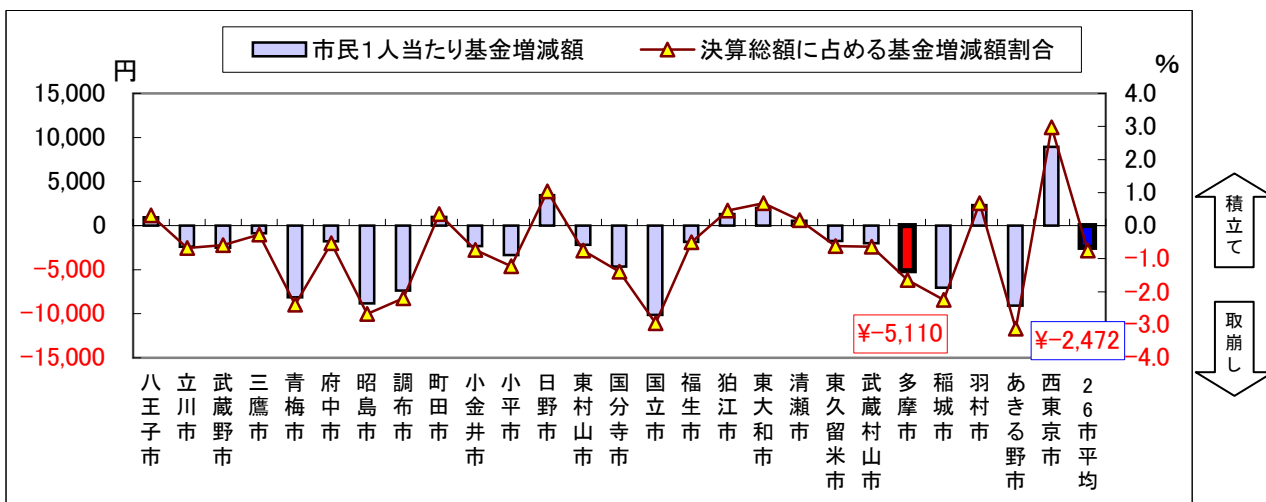
市民1人当たりの基金残高は、26市では多い方から12位とほぼ中位ですが、26市平均より少なくなりました。健全で安定した財政運営を行うためには、適正な額の基金を確保することが必要不可欠です。



\* 積立基金・定額運用基金合計

#### ② 平成20年度 26市における市民1人当たりの基金増減額と総額に占める割合

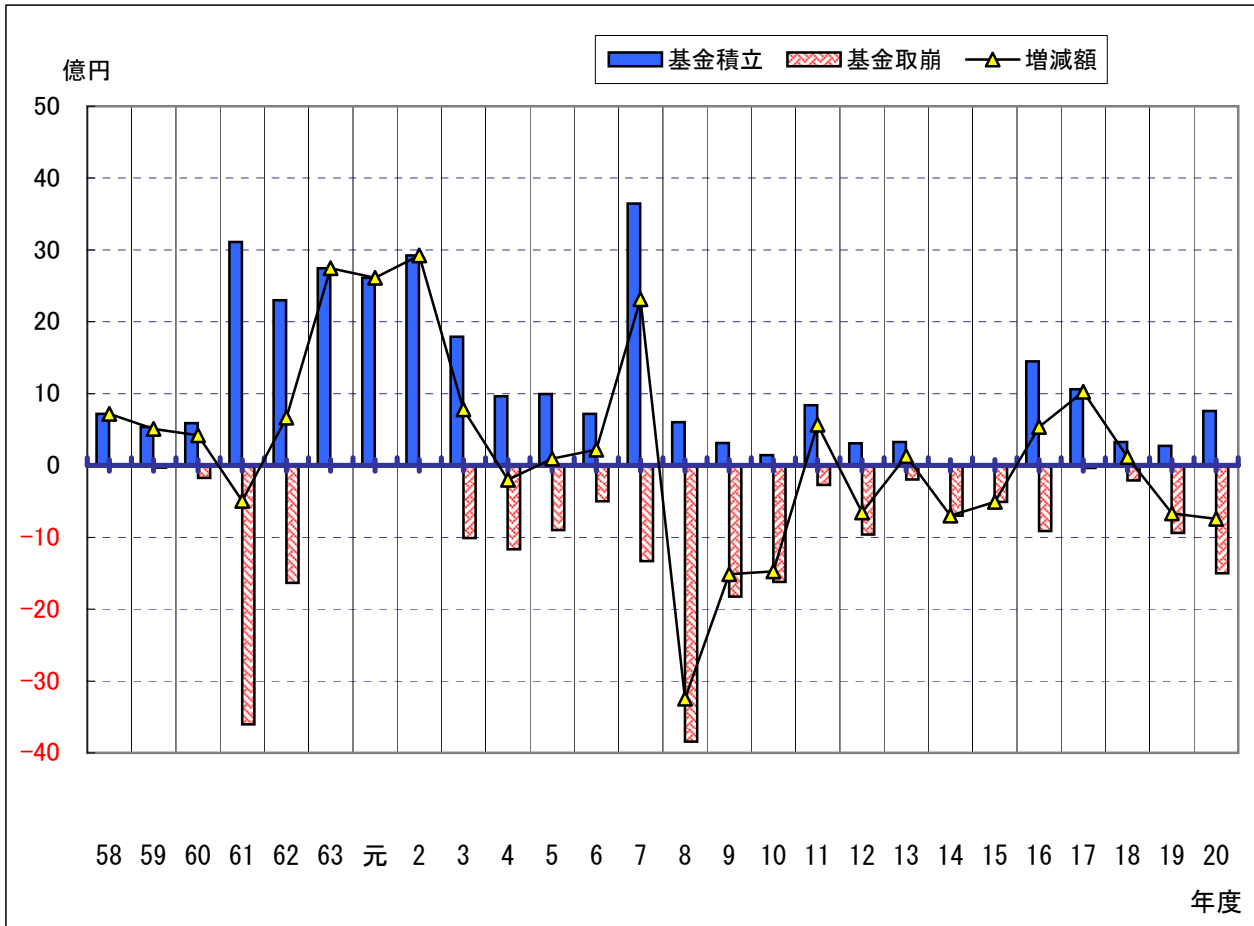
平成20年度は、庁舎増改築基金や他の基金利子などで合計約7.6億円を積み立てましたが、第一小学校建替工事など合計約15億円を取崩し、基金残高は総額で7.4億円の減、市民1人当たりで約5,100円の減となりました。



## (2) 多摩市における基金・積立金の推移

平成7年度までに積み立ててきた基金を、8年度以降は取り崩している状況です。16年度から18年度までの3年間は取崩しより積立を増やすことができましたが、19年度、20年度は再び取崩しの方が多くなっています。今後、老朽化した市の施設の更新に多くの費用が必要となりますので、経費削減に努めるのはもちろん、歳出の構造を根本的に見直す必要があります。

### ① 基金の積立と取崩状況の推移



単位:千円

年度	14	15	16	17	18	19	20
基金積立	1,888	1,576	1,447,023	1,060,677	326,558	272,511	758,759
基金取崩	700,000	506,580	912,360	35,300	210,000	939,724	1,502,593

(最終決算年度から7年間)

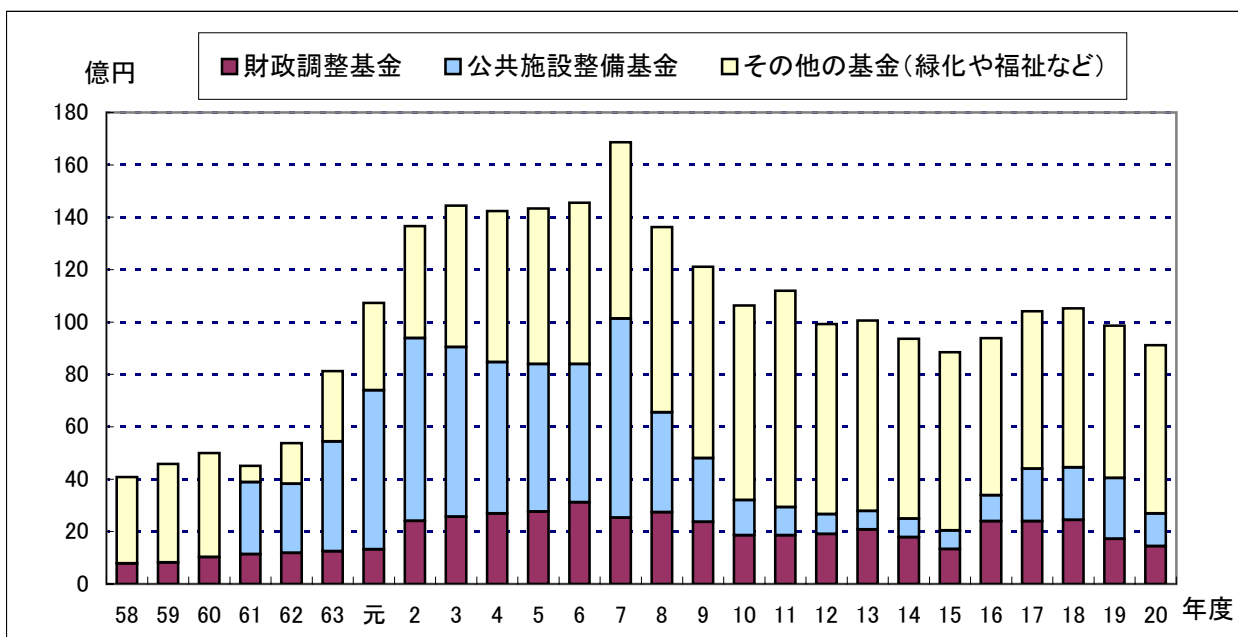
## ② 基金の内訳と推移

「財政調整基金」とは、財政状況の悪化により、財源が著しく不足する場合等に、貯金をおろし不足を補うことを目的とする基金で、いわば普通預金のようなものです。平成6年度をピークに減少傾向にあり、この数年は市税の増額により最終的に取り崩さずに済んでいましたが、19年度、20年度は再び取り崩しました。

財政調整基金は財源不足に対する年度間調整の役割を果たしますが、取崩しが数年続けば、底をつく位の残高となっており、この基金に頼らない財政構造への転換と財政運営を図っていく必要があります。

「公共施設整備基金」は本市の公共施設の整備資金に充てることを目的とする基金です。平成7年度をピークに取崩しが続いてきました。今後、教育施設を中心とした建替え、増改修、耐震補強工事等を見据え、計画的な積み立て、取崩しが必要です。

「その他の基金」は特定目的基金です。福祉基金や緑化基金等があり、継続的な事業を将来にわたり安定的に進めるための財源とする基金です。



積立基金の各年度末現在高

単位:千円

年度	14	15	16	17	18	19	20
財政調整基金	1,781,196	1,335,015	2,397,435	2,397,923	2,449,596	1,722,237	1,439,451
公共施設整備基金	707,663	707,766	990,511	1,997,952	2,000,218	2,328,247	1,246,068
その他の基金 (緑化や福祉など)	6,866,488	6,807,562	5,997,060	6,014,508	6,077,127	5,809,244	6,430,375
計	9,355,347	8,850,343	9,385,006	10,410,383	10,526,941	9,859,728	9,115,894

(最終決算年度から7年間)

## 6 地方債・公債費の状況 ～多摩市の「借金」の状況は？～

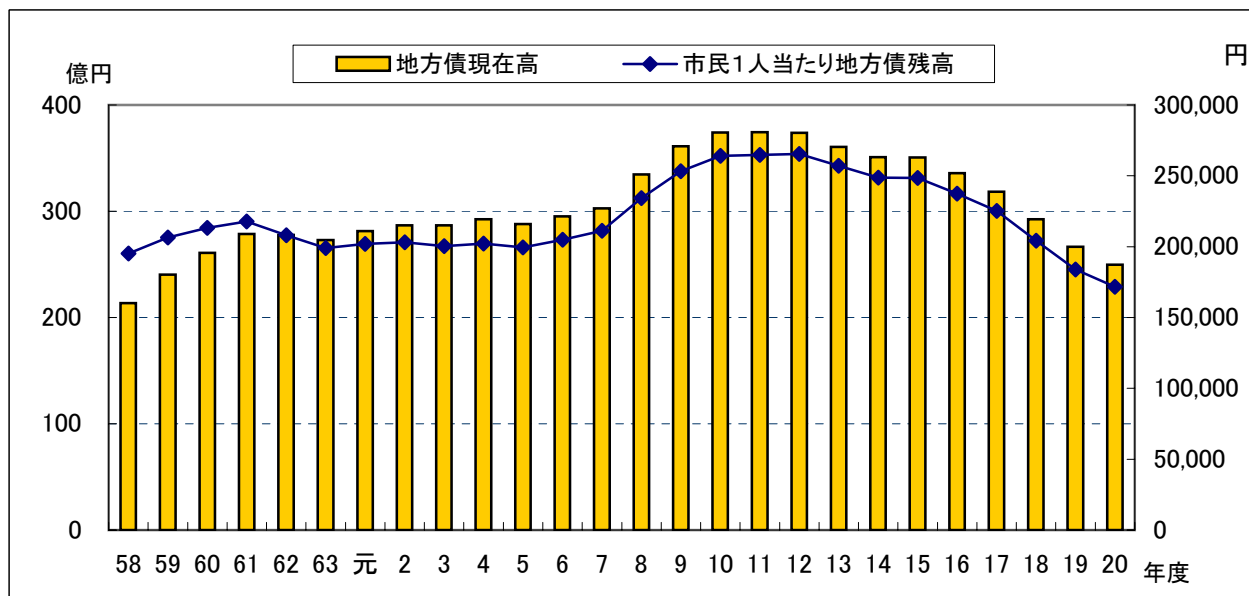
「地方債」は市の借金にたとえられます。学校をはじめとする公共施設は、将来長い間に渡って使用するものであり、将来世代にも負担を求めることが経費負担の公平と考えられることから借入れするものです。しかし、近年例外的に減税による税収不足を補う際などにも発行しています。適正な世代間負担を考慮しつつ、過剰に負担を先送りすることのないように活用することが求められます。

地方債の活用については、利子の発生により将来に余分な負担が増えてしまうという特徴があるため、計画的に返済する一方で、極力増やさない努力を続けています。

### (1) 地方債の推移

#### ① 地方債の残高と市民1人当たり残高

平成8年度前後に永山公民館や総合福祉センターの整備等により大幅に残高が増加しましたが、平成11年度をピークに減少傾向です。今後も抑制努力により減少傾向は続く見込みで、4(5)公債費②で示すとおり、残高の減少に伴い公債費の支払額も減少していく見通しです。



単位:千円、円

年度	14	15	16	17	18	19	20
地方債残高	35,075,975	35,062,894	33,576,895	31,850,166	29,236,904	26,663,162	24,984,359
市民1人当たり地方債残高	248,815	248,453	237,329	225,276	204,325	183,951	171,643

(最終決算年度から7年間)

#### 〔コラム〕世代間の公平負担

本来、その年度に使う経費はその年度でまかなうのが原則ですが、学校の校舎などの「ハコ物」、道路などは数十年にわたって使われ、将来世代も恩恵を受けます。

こうした建設事業に充てるお金は、将来の受益者にも負担してもらうのが公平と考えることができます。

そこで、借金をして、返済金の支払いということで将来世代も負担をする、ということをして「世代間の公平負担」といいます。

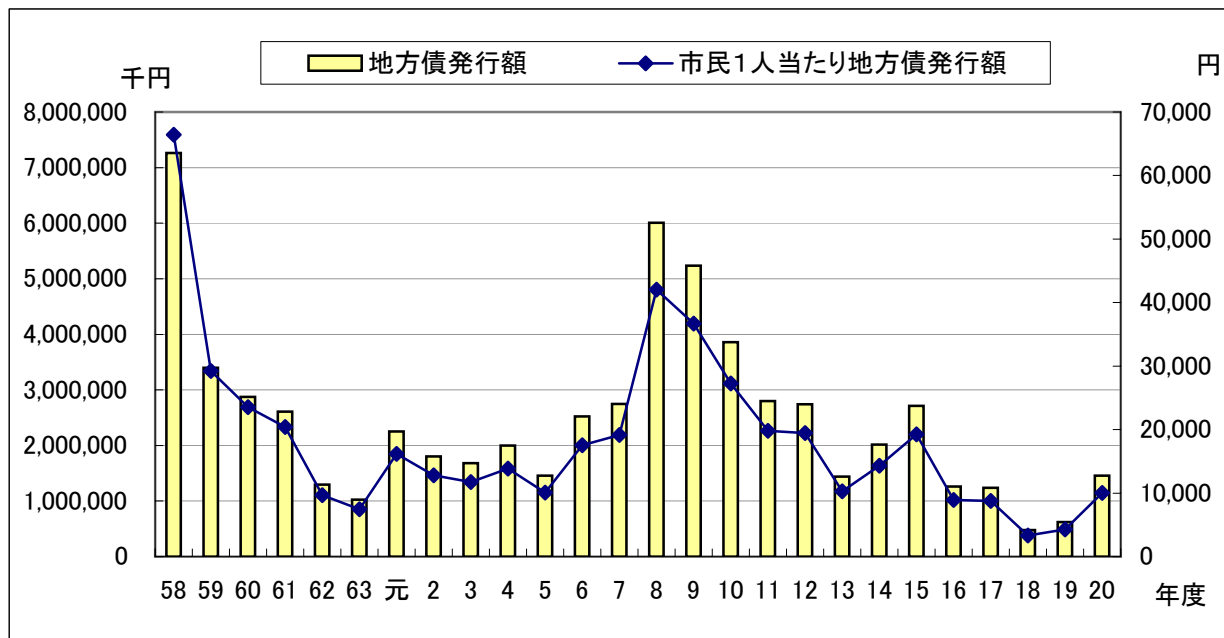
とはいえ、現役世代が借金をしすぎて、将来世代に「ツケをまわす」ことのないように、地方債は計画的な借入れと返済が重要です。

将来負担を増やさないために、多摩市は平成20年度も引き続き「臨時財政対策債」を借りませんでした。

## ② 地方債発行額と市民1人当たり発行額

地方債の発行額総額と市民1人当たり発行額の推移です。

平成18年度策定の「多摩市経営改革推進計画」において「公債費負担比率を10%以下とする」ことを定め、その範囲内での発行を行っています。



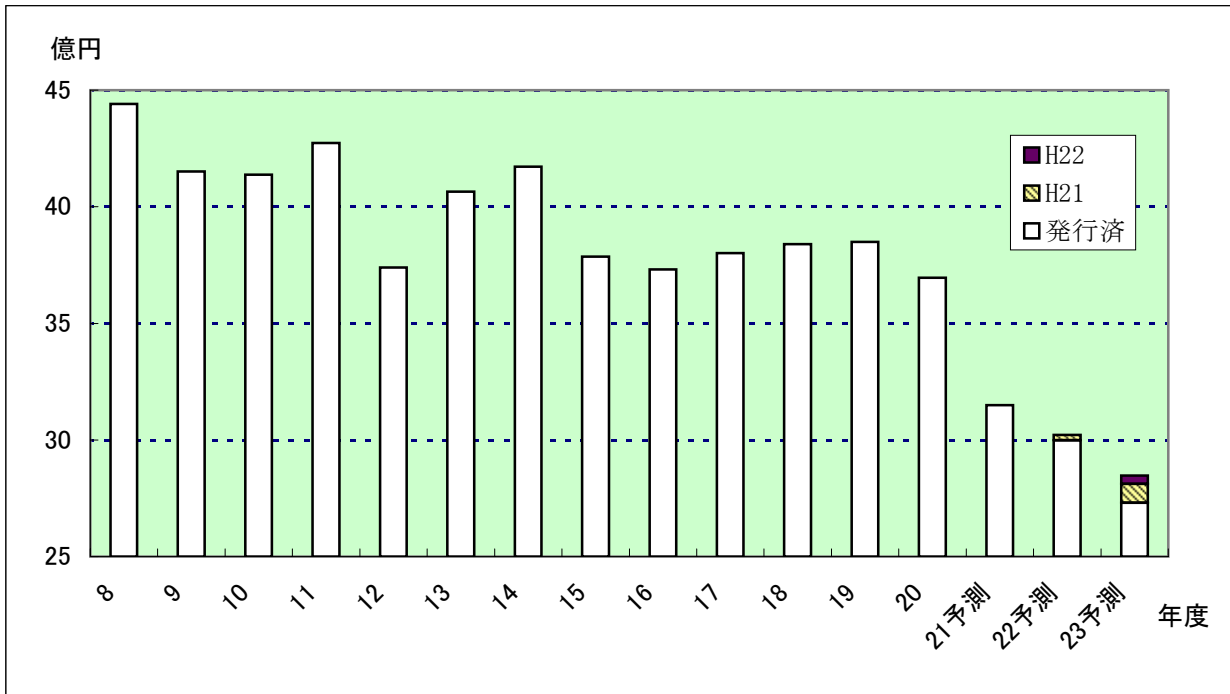
単位: 千円、円

年度	14	15	16	17	18	19	20
地方債発行額	2,016,600	2,715,300	1,263,800	1,241,000	477,700	621,200	1,457,600
市民1人当たり地方債発行額	14,305	19,240	8,933	8,778	3,338	4,286	10,014

(最終決算年度から7年間)

### ③ 平成23年度までの公債費予測

4(5)公債費②で示した公債費の推移の最後の方を、平成20年度の実績値を踏まえて23年度予測まで延ばしてみると、21年度から急激に減少することが分かります。この予測を実現するためには、実際に地方債発行額を予定内に抑えなければなりません。達成することができれば経常経費を億単位で減少させることができ、財政の健全化につながります。



単位:百万円

年度	17	18	19	20	21予測	22予測	23予測
発行済分の公債費	3,801	3,840	3,850	3,695	3,149	2,998	2,731
H21発行予定分の公債費						23	81
H22発行予定分の公債費							35

(平成21年度は予算額を基本としつつ一部確定値で修正)

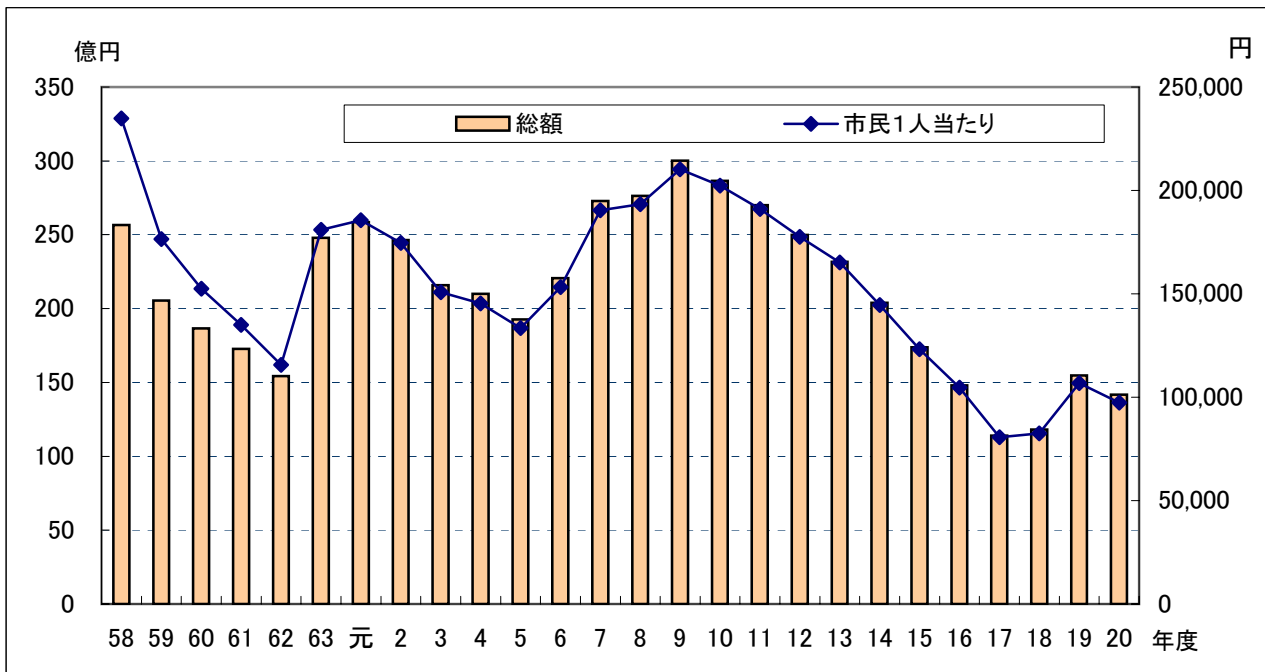
## (2) 債務負担行為の推移

### ① 債務負担行為翌年度以降支出予定額 総額と市民1人当たり額の推移

債務負担行為はローン、分割払いに例えられ、複数年にわたり、支払いを約束することです。学校などの施設や土地の支払いを分割で行うとき、また、機器のリースなど何年か使用するものをその期間中に分割して支払う場合などに行っています。

多摩市はニュータウン整備の際に、旧日本住宅公団（現在の都市再生機構）から公共施設を債務負担行為で買い取ったため過去には非常に多かったものの、近年は解消が進んでおり減少が続いていました。

平成19年度に増加しているのは、家庭系ごみの有料化や収集方式の変更にあわせて契約のあり方を見直し、債務負担行為を設定したためです。



単位: 千円、円

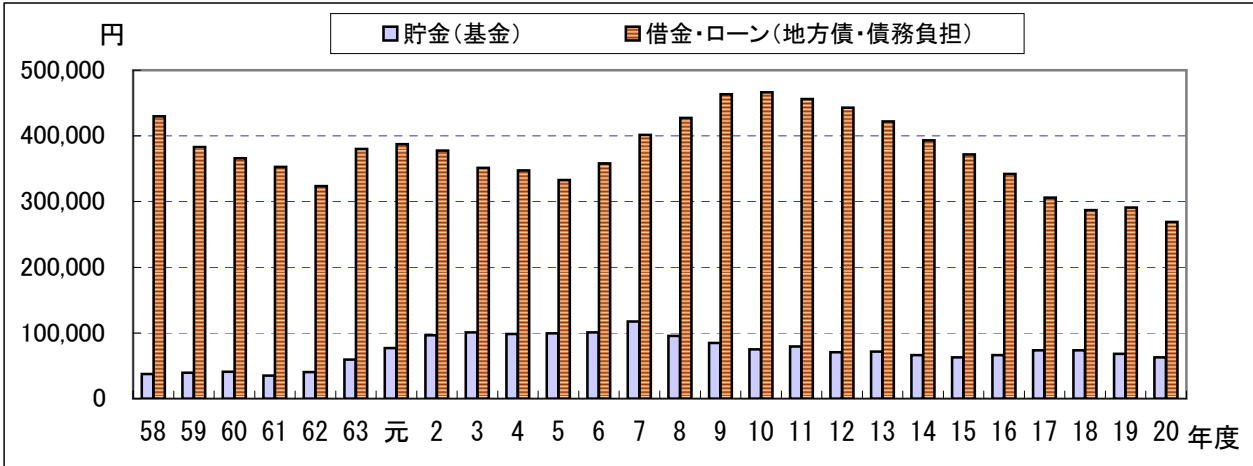
年度	14	15	16	17	18	19	20
総額	20,385,789	17,385,870	14,811,123	11,399,708	11,806,717	15,477,271	14,172,252
市民1人当たり	144,609	123,195	104,689	80,630	82,513	106,779	97,364

(最終決算年度から7年間)

### (3) 市民1人当たり「貯金」と「借金・ローン」

#### ①市民1人当たり基金及び地方債・債務負担

平成10年度をピークに、貯金と借金・ローンの差は徐々に縮まってきています。ニュータウンの整備期など、都市の成長期にはどうしても差が大きくなる傾向がありますが、多摩市は現在成熟期を迎えており、健全な財政のためにはさらに差を縮めていくことが求められます。19年度は、債務負担行為の増と基金の取り崩しで、差が開く結果となりましたが、20年度は債務負担行為の減により差が縮まりました。



\*基金は積立て基金（5(1)の合計とは異なります）

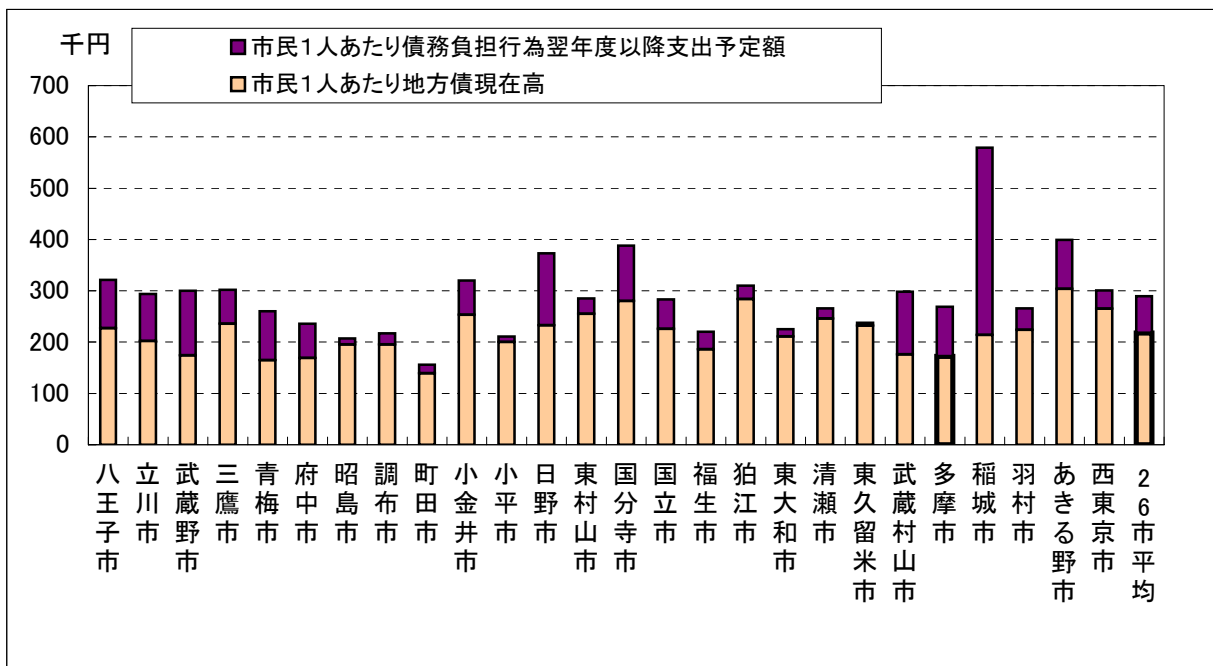
単位：円

年度	14	15	16	17	18	19	20
貯金（基金）	66,363	62,713	66,335	73,632	73,569	68,023	62,626
借金・ローン（地方債・債務負担）	393,424	371,648	342,018	305,906	286,838	290,730	269,007

（最終決算年度から7年間）

#### ② 平成20年度 26市における市民1人当たりの借金・ローン

市民1人当たりの借金（地方債）とローン（債務負担行為）の26市平均は289千円です。多摩市は269千円で26市中12位となっています。



## 7 財政指標からみる多摩市の状況

自治体の財政状況の善し悪しを判断する目安を財政指標といいます。  
 主な財政指標として、財政力指数、経常収支比率、公債費負担比率などがあります。  
 平成19年度決算からは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、健全化判断比率という4つの指標を算定し公表することが義務付けられました。

### (1) 財政力指数の推移

財政力指数は「豊かさの指標」ともいわれます。地方交付税法に基づいて算定された基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値をいいます。

財政力指数が1以上のときは、収入額の方が需要額と比べて多い、ということでその自治体は豊かとされます。

また、財政力指数が1以上になると、普通交付税不交付団体となることから、交付税への依存の程度ともいえます。

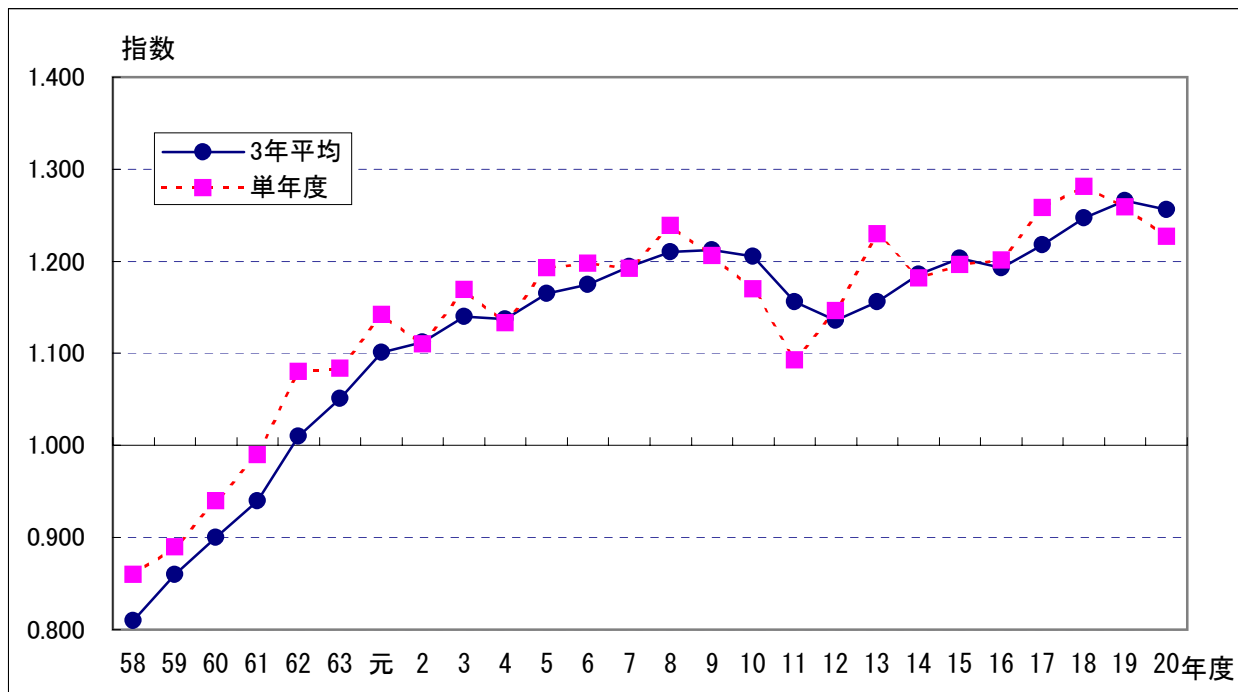
この指標は年度によって変わるので、過去3年間の平均をとるのが一般的です。

※「基準財政需要額」…普通交付税の算定基礎となるもので、その自治体が標準的な行政サービスを住民に提供するのに必要な一般財源の額です。自治体が現実に支出する額ではなく、仮想の自治体を想定して、各行政分野について妥当な経費と考えられるものを積み上げて計算したいわばモデル計算です。

※「基準財政収入額」…普通交付税の算定基礎となるもので、自治体の標準的な一般財源収入額として算定された額です。

#### ① 財政力指数の推移

多摩市においては、ニュータウンの整備とともに大きく増加してきました。昭和62年度以降は、財政力指数が1を超えるとともに、普通交付税も不交付団体となっています。近年は都市として成熟期に入り、1.2前後と高い水準で推移しています。しかし、景気悪化の影響などによる市税や各種交付金の減収などから、当面は減少傾向が続くと思われます。



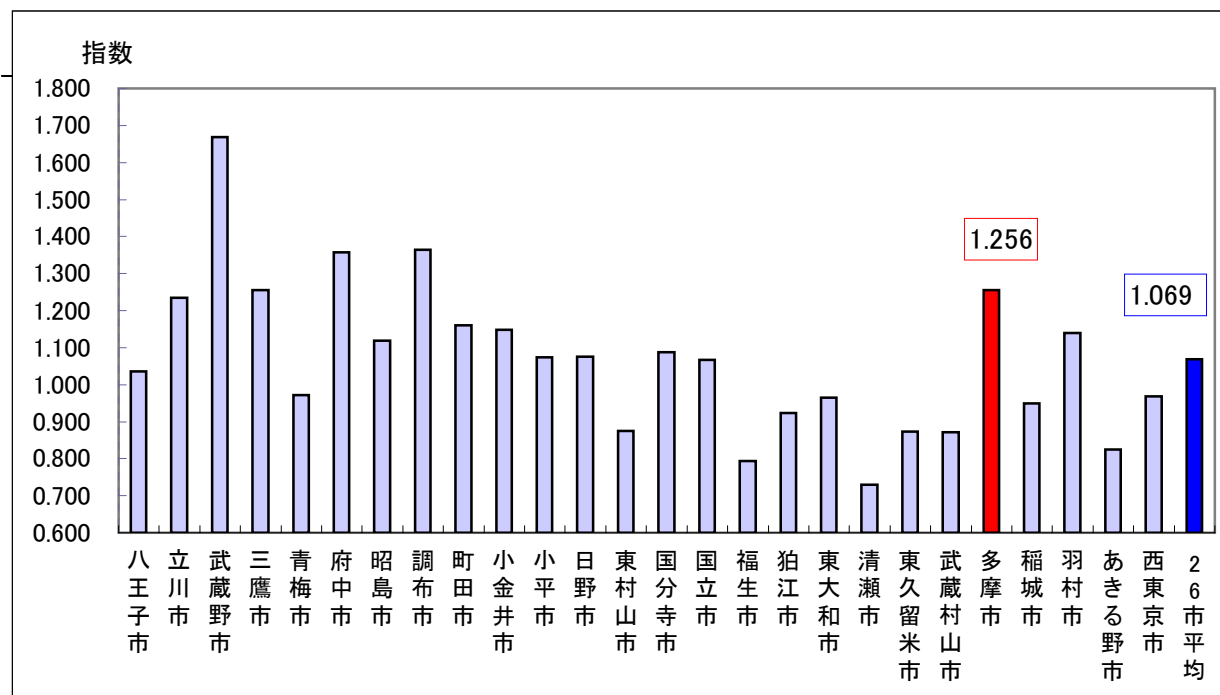
年度	14	15	16	17	18	19	20
3年平均	1.186	1.203	1.193	1.218	1.247	1.266	1.256
単年度	1.182	1.196	1.201	1.258	1.281	1.259	1.227

(平成20年度から7年間)

## ② 平成20年度 26市の財政力指数

平成20年度における多摩市の財政力指数は1.256(3年平均)です。東京都の市は全国的にも高い水準にありますが、その中でも多摩市は、26市中「5位」という高い数値にあります。

なお、すでに公表されている19年度の算定結果をみますと、全国で財政力指数が1以上の自治体は全国1,851団体(都道府県及び市町村)のうち10.2%にあたる188団体です。



## (2) 公債費に関する指標の推移

地方債(借金)や債務負担行為(ローン)は将来の負担になるものであり、将来の財政に大きく影響します。そこで、地方債を発行する場合には、将来の負担を考えて、無理なく返せるかどうかを十分見極めなければなりません。その目安としていくつかのものさし(財政指標)があります。

それが、「公債費負担比率」、「公債費比率」、「実質公債費比率」です。

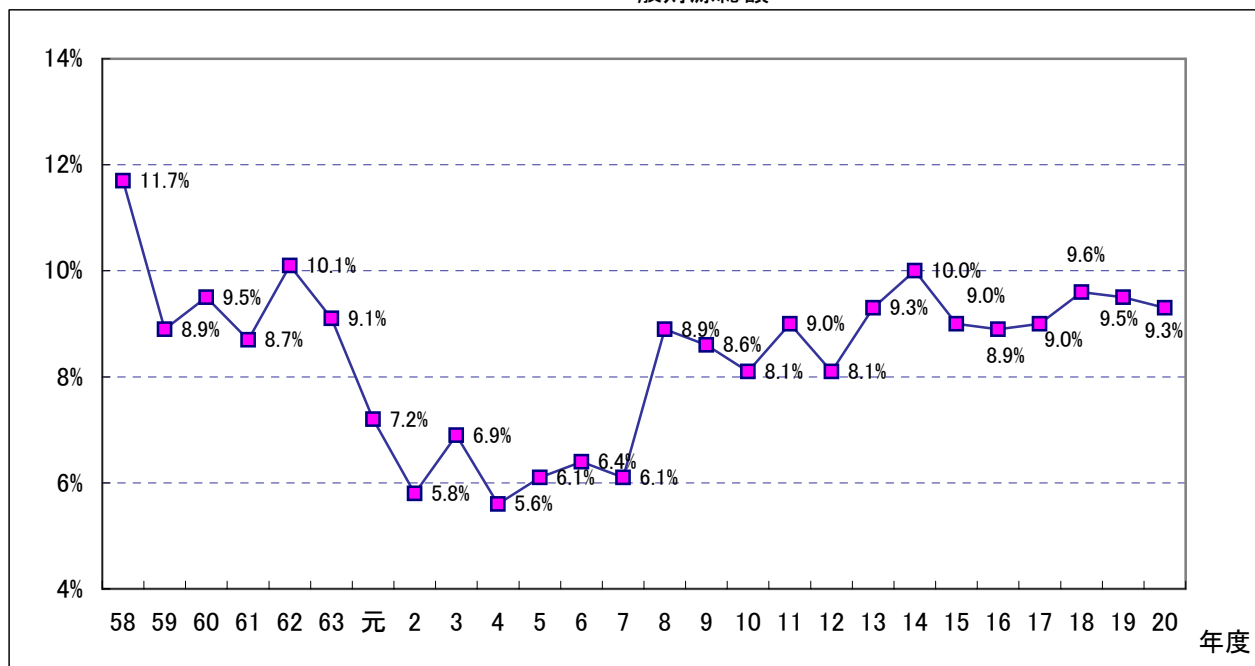
### ① 公債費負担比率の推移

公債費負担比率は、「借金の程度」です。一般財源の総額に対して、公債費(借入金の返済)にどれだけ一般財源を投入しているかの割合を示したものです。これは、財政構造の弾力性を判断する指標の1つであり、この比率が高くなると、財政悪化の兆候といえます。公債費が過度に後年度負担にならないように十分留意し、地方債に依存しない財政運営に努めなければなりません。一般的に、15%を超えると黄信号、20%を超えると赤信号と言われています。

平成20年度については、0.2ポイント下がりました。市債の発行の抑制に努めた結果、公債費自体は年々減少する見込みです。

#### ○ 計算式

$$\text{公債費負担比率} = \frac{\text{公債費充当一般財源}}{\text{一般財源総額}} \times 100$$



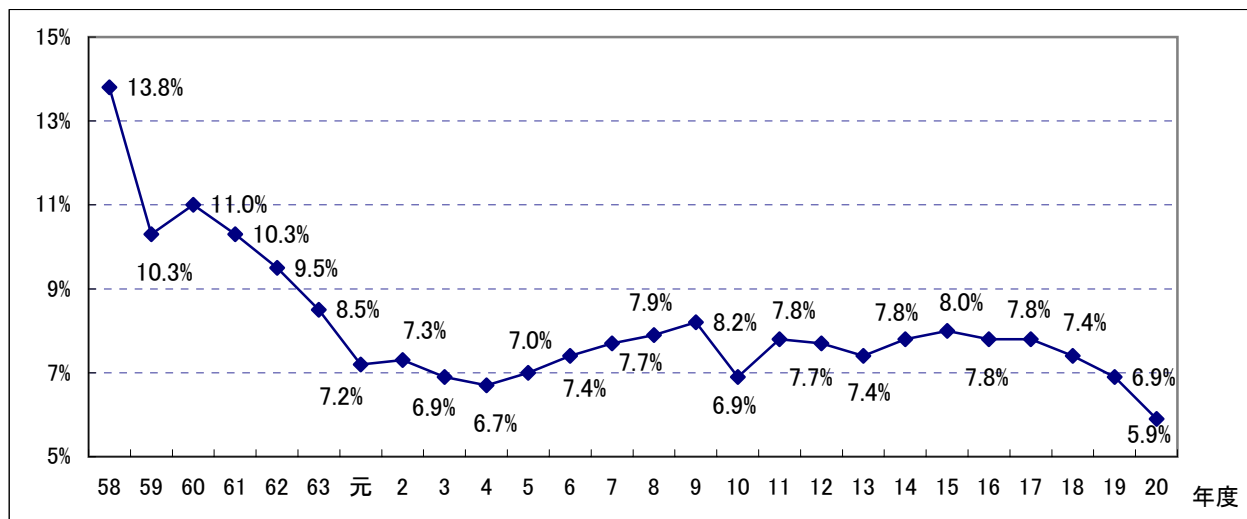
年度	14	15	16	17	18	19	20
公債費負担比率	10.0%	9.0%	8.9%	9.0%	9.6%	9.5%	9.3%

(最終決算年度から7年間)

## ② 公債費比率の推移

「公債費比率」は、毎年度の支出全体に占める公債費の額の割合から、地方債の発行(借金)の状況を判断するためのものです。この比率が高いほど、財政の硬直化が進んでいることになります。

これに関連した指標として、「実質公債費比率」が平成17年度決算から導入されましたが、19年度決算から算定方法を変えて健全化判断比率に組み込まれました。これについては「(4) 平成20年度決算に基づく健全化判断比率等の状況」で触れています。

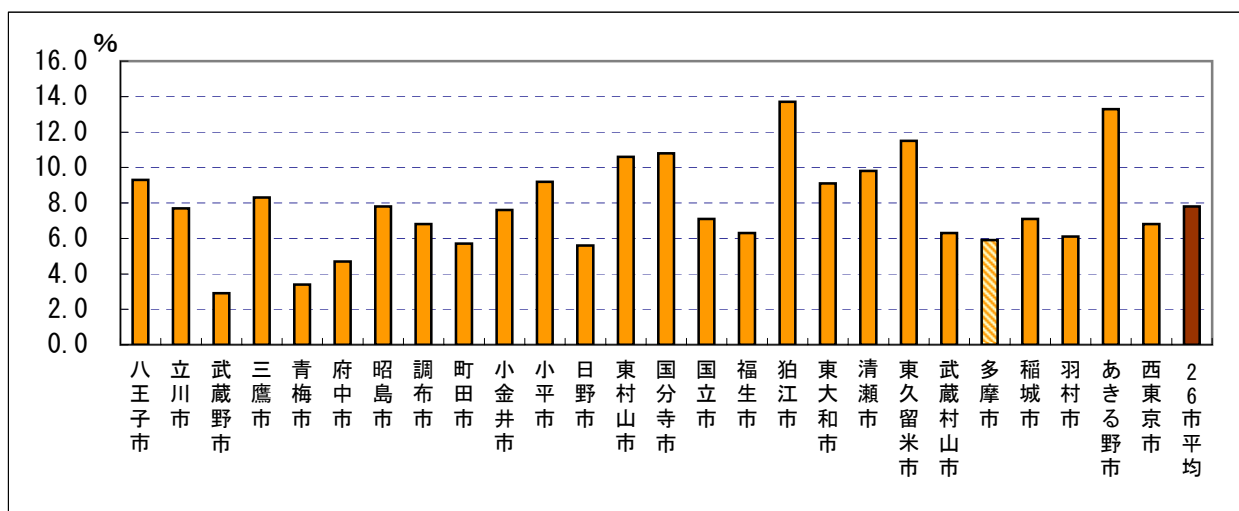


年度	14	15	16	17	18	19	20
公債費比率	7.8%	8.0%	7.8%	7.8%	7.4%	6.9%	5.9%

(最終決算年度から7年間)

## ③ 平成20年度 26市の公債費比率

平成20年度の公債費比率は26市中6位になりました。今後は更に減少する見込みです。



### (3) 経常収支比率の推移

経常収支比率は財政構造の弾力性を示すもので、自治体の「エンゲル係数」のようなものです。

市税など経常的な収入のうちどんな経費にも充てることができる一般財源(経常一般財源)がどの程度経常的な支出(経常経費)に充てられているかによって、その自治体の弾力性をみようとします。この率が低いほど財政はしなやかで弾力性があるということで、新しい施策に充当できる財源を多く持っているということです。

一般的に、市では75～80%程度が望ましく、これを超えると財政構造は弾力性を失いつつある黄色信号、90%を超えると赤信号といわれます。

※経常経費・・・職員の人件費、生活保護費のような扶助費、施設建設などのための過去の借入金を毎年度計画的に返済する公債費、児童館やコミュニティセンターなどの管理運営費、道路や公園などの維持管理費など、毎年度継続して支出する固定的な経費を経常経費といいます。

#### ○ 減税補てん債及び臨時財政対策債を加えた新たな計算式

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源総額} + \text{減税補てん債} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

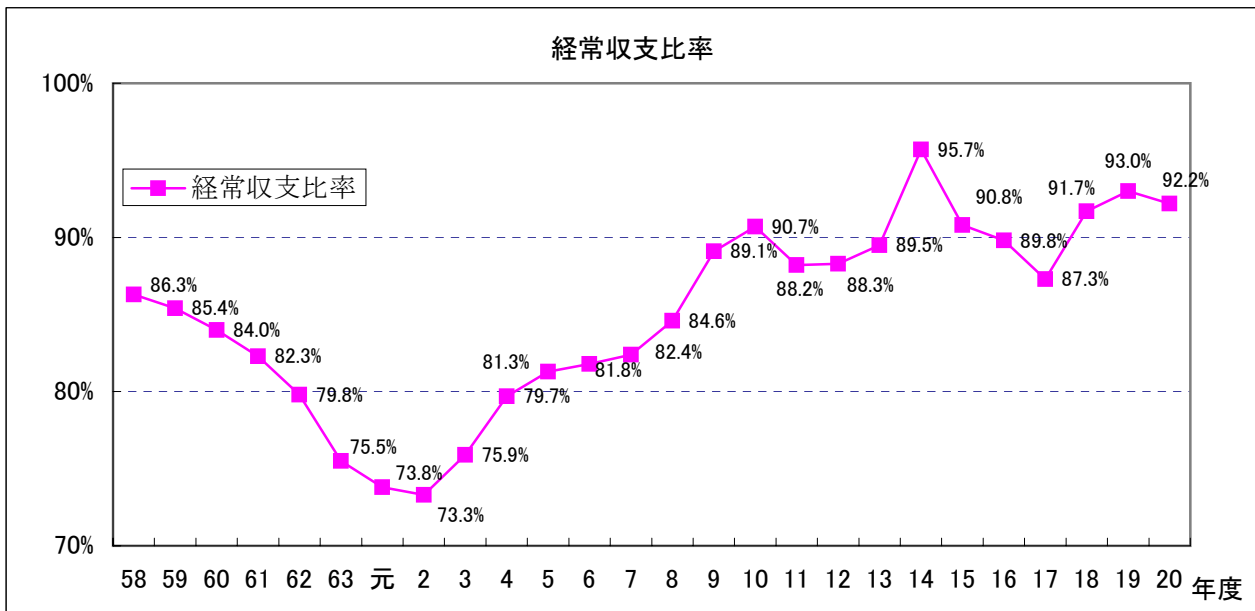
\*減税補てん債はH18年度で終了

#### ① 経常収支比率の推移

多摩市の経常収支比率は、平成5年度に80%を超えて以降年々高くなり、14年度は95.7%と非常に高い数値となりました。その後、再構築プランによる歳出の見直しなどにより改善に向かったものの、再び90%を超え、14年度の危機的状況に近づきつつあります。

これは、経常一般財源の伸びが鈍化し、今後は減少の傾向も見込まれているのに対し、経常経費が年々増加し、収入と支出のバランスが均衡を欠いていることに起因しています。多摩市のように都市基盤の整備が進んだ都市部では、新たな建設などは減るため、経常収支比率は高い傾向となることも確かです。とはいえ、歳入が急激に増加する見通しが困難な中で、新たな財政需要に応えていくためには、歳出の構造を変えていくことが重要です。

平成20年度の経常収支比率は、92.2%で、前年度より0.8ポイント改善しました。この主な要因としては、地方債の発行抑制や繰上償還などの以前からの取組みや、職員の退職による新陳代謝などから経常経費に充当される一般財源が減少したことなどによるものです。

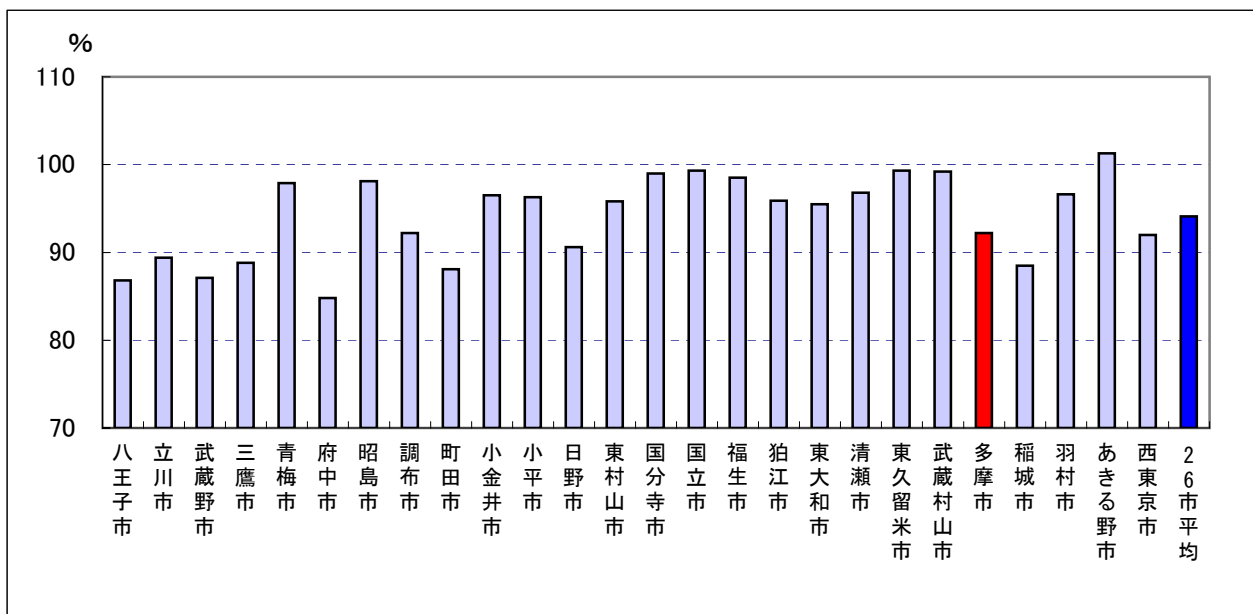


年度	14	15	16	17	18	19	20
経常収支比率	95.7%	90.8%	89.8%	87.3%	91.7%	93.0%	92.2%

(最終決算年度から7年間)

## ② 平成20年度 26市の経常収支比率

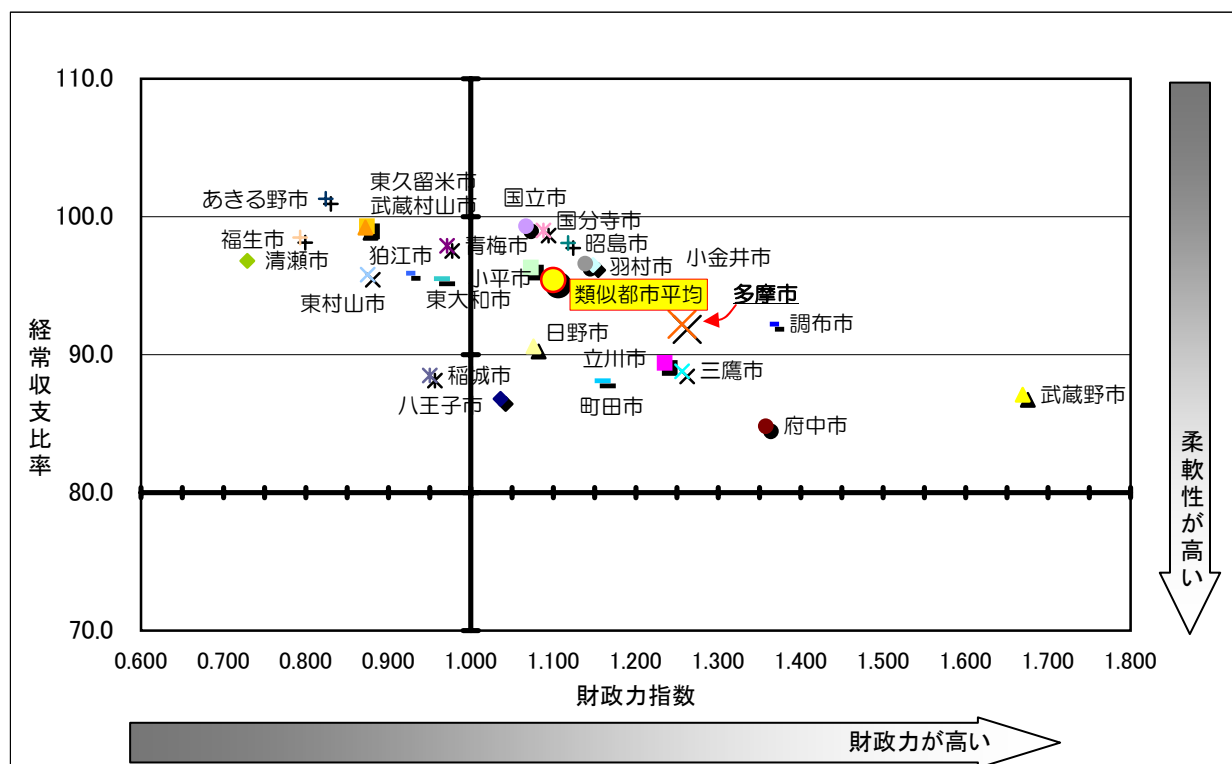
平成20年度の決算時点における多摩市の経常収支比率は92.2%で、26市の順位では10位と中間よりやや上です。26市の平均値94.1%との比較では1.9ポイント下回る結果となります。



## ③各市の経常収支比率・財政力指数の関係

各市の経常収支比率と財政力指数を分布図で示すと、下のようになります。

多摩市は、財政力は高い(良い)のですが、経常収支比率も高く(悪く)硬直化しています。多摩市の事業内容や施設整備が共に充実していることが要因のひとつです。今後も多摩市が健全財政を維持していくためには、人件費、公債費などの義務的経費のほか、各種事業や施設の維持管理に係る経常経費のより一層見直すとともに、新たな歳入の確保策が必要です。



#### (4) 平成20年度決算に基づく健全化判断比率等の状況

平成18年度に話題となった地方自治体の破綻などを受け、平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定されました。これにより、平成19年度決算から財政指標（健全化判断比率と資金不足比率）の算定・公表が義務付けられました。

本法は、従来の地方財政再建制度の問題点を克服するため、①分かりやすい指標を作り、②普通会計以外の会計や一部事務組合、出資法人等も対象とし、③財政再生基準の前段階として早期健全化基準を設定しているという特徴があります。

平成19年度決算では各指標の算定と公表だけが義務付けられましたが、平成20年度決算からは算定した指標が基準以上となった場合に財政健全化計画等の計画策定義務が生じます。

##### ① 健全化判断比率

平成20年度決算に基づき算定した多摩市の健全化判断比率（4指標）は、平成19年度決算に引き続き、4指標全てにおいて早期健全化基準を下回っており、健全性が保たれています。

（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
多摩市 算定数値	—	—	0.8	—
早期健全化基準 ※1	11.76	16.76	25.00	350.00
財政再生基準 ※2	20.00	40.00	35.00	

・この表は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則」によって定められた様式第1号を基に作成しています。

・実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載しています。

※1 健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を策定しなければなりません。（自主的な改善努力による健全化の段階）

※2 健全化判断比率のうちいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を策定しなければなりません。（国等の関与による確実な再生の段階）

##### ② 資金不足比率

多摩市において資金不足比率の算定対象となる特別会計は、下水道事業特別会計のみです。

下水道事業特別会計の平成20年度決算は、平成19年度決算と同様に「資金の不足額」が生じていないため、資金不足比率は「—」となり経営健全化基準を下回っています。

	特別会計の名称	資金不足比率（％）	事業の規模
多摩市 算定数値	下水道事業特別会計	—	2,614,535千円
経営健全化基準 ※3		20.0	

・この表は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則」によって定められた様式第15号を基に作成しています。

・資金の不足額がない場合は、「—」を記載しています。

・事業の規模欄には、資金不足額の算定に用いた事業の規模について、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令」第17条第3号の規定により事業の規模（営業収益に相当する収入の額から受託工事収益に相当する額を控除した額）を記載しています。

※3 資金不足比率が、経営健全化基準以上の場合には経営健全化計画を策定しなければなりません。

### ③健全化判断比率等の概要について

#### ア. 実質赤字比率(一般会計等の実質赤字の比率)について

##### (ア) 算定方法

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 一般会計等 … 多摩市では一般会計と受託水道事業特別会計が該当
- 実質赤字額 … 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

##### (イ) 平成20年度決算に基づく算定数値

「一般会計等の実質赤字額」は生じていません(実質収支額は黒字の893,447千円)。  
実質赤字額がないため、判断比率は「－」を記載しています。

#### イ. 連結実質赤字比率(全ての会計の実質赤字の比率)について

##### (ア) 算定方法

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額} \{(\text{イ} + \text{ロ}) - (\text{ハ} + \text{ニ})\}}{\text{標準財政規模}}$$

- 全ての会計 … 多摩市の全会計、一般会計と6つ(受託水道事業、国民健康保険、介護保険、老人保健医療、介護保険サービス事業、下水道事業)の特別会計が該当
- 連結実質赤字額 … イとロの合計額が、ハとニの合計額を超える場合の、当該超える額
  - ・イ … 一般会計及び公営企業(下水道事業特別会計)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
  - ・ロ … 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
  - ・ハ … 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
  - ・ニ … 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

##### (イ) 平成20年度決算に基づく算定数値

全ての会計が黒字であり「連結実質赤字額」は生じていません。(実質収支額の合計 1,800,096千円)  
連結実質赤字額がないため、判断比率は「－」を記載しています。

#### ウ. 実質公債費比率(公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率)について

##### (ア) 算定方法

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- 準元利償還金 … イからホまでの合計額
  - ・イ … 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
  - ・ロ … 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
  - ・ハ … 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
  - ・ニ … 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
  - ・ホ … 一時借入金の利子

○元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

… 地方交付税法の規定により、地方債の元利償還金・準元利償還金に係る経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入される額

(イ) 平成20年度決算に基づく算定数値

・各年度ごと(単年度)の実質公債費比率

18年度 …	2.1%	} 3か年平均
19年度 …	0.6%	
20年度 …	△0.1%	
		0.8%

**エ. 将来負担比率(地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率)について**

(ア) 算定方法

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

○将来負担額 … イからチまでの合計額

- ・イ … 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ・ロ … 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)
- ・ハ … 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
- ・ニ … 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ・ホ … 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
- ・ヘ … 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ・ト … 連結実質赤字額
- ・チ … 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

○充当可能基金額 … イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

○特定財源見込額 … イから二までの償還額等に充てることができる特定の歳入見込額

○地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

… 地方交付税法の規定により、イから二までに要する経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入されることが見込まれる額として総務省の定めるところにより算定した額

(イ) 平成20年度決算に基づく算定数値

将来負担額(イからチまでの合計額)39,551,177千円に対して、そこから差し引く「充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額」は48,209,495千円であり、計算上の分子(将来負担)がマイナスになるため、判断比率は「-」を記載しています。

## オ. 資金不足比率(公営事業ごとの資金不足の比率)について

### (ア) 算定方法

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- 資金の不足額 … (繰上充用額+支払繰延額・事業繰越額+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高) - 解消可能資金不足額
- 解消可能資金不足額 … 事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。(多摩市では資金不足額が生じていないため算定していません)
- 事業の規模 … 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

### (イ) 平成20年度決算に基づく算定数値

下水道事業特別会計では、「資金不足額」は生じていません(剰余金が317,814千円)。資金の不足額がないため、資金不足比率は「-」を記載しています。

〔コラム〕 実質収支額(剰余金等)を使って財政指標を算定してみると…

財政健全化法に伴う財政指標(健全化判断比率と資金不足比率)算定において、平成20年度決算に基づく数値では、5つの指標のうち4つが「- (算定不可)」となっています。これは、「赤字額」や「将来負担額」、「資金の不足額」が生じていないためです。

仮に、各会計の実質収支額(剰余金・黒字額)等を利用して財政指標を算定してみますと

実質赤字比率	「-」	⇒	△ 2.87%
連結実質赤字比率	「-」	⇒	△ 5.80%
実質公債費比率	0.8%	⇒	変更なし
将来負担比率	「-」	⇒	△30.78%
資金不足比率(下水)	「-」	⇒	△12.16%

と、マイナスの指数になります。

実質赤字額や連結実質赤字比率、資金不足比率については、マイナスの数値が大きいということは、それだけ剰余金が多かったということではありますが、一般的に「実質収支比率(標準財政規模に対する実質収支額の割合)は3~5%程度が望ましい」と言われていることから、マイナスの数値が大きい(数値が低い)ほど良いという指標ではありません。

一方、実質公債費比率と将来負担比率は、マイナスの数値が大きい(数値が低い)ほど公債費や将来負担額の比重が軽く、財政の健全性が高いといえます。

既に総務省から算定結果が公表されている平成19年度決算に基づく実質公債費比率、将来負担比率を他団体と比較しますと、2つの指標ともに全国平均、東京都26市の平均よりも数値が低くなっており、多摩市の財政は健全性が高いということが確認できます。

(参考) 平成19年度決算に基づく健全化判断比率の他団体との比較

	多摩市 平成19年度決算に 基づく算定結果	各指標の平均値		早期健全化基準を超える団体の数	
		全国の 市町村	東京都 26市	全国 (都道府県を含む)	東京都 26市
実質赤字比率	△3.16%		△3.80%	2団体	なし
連結実質赤字比率	△4.66%		△7.85%	11団体	なし
実質公債費比率	4.5%	12.3%	5.9%	33団体	なし
将来負担比率	△25.4%	110.4%	39.3%	5団体	なし

・実質赤字額があるのは、都道府県で1団体、市町村で23団体

・連結実質赤字額があるのは、市町村で71団体

(参考) 平成20年度決算に基づく健全化判断比率等の算定結果の詳細について

健全化判断比率・資金不足算定の計算式に、算定に用いた数値をあてはめて、各指標算定の詳細を説明します。

※平成20年度の決算統計から「臨時財政対策債発行可能額」が「標準財政規模」のうち数に改められたため、健全化判断比率算定に用いる「標準財政規模」と決算統計における「標準財政規模」は一致するようになりました。

ア. 実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額))}{\text{標準財政規模}}$$

$$= \frac{0 + (0 + 0)}{31,024,265} = \text{なし}$$

○一般会計等 ⇒ 多摩市では一般会計と受託水道事業特別会計が該当

○標準財政規模 31,024,265

○繰上充用額=歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額 0  
⇒ 繰上充用は行っていない

○支払繰延額=実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額 0  
⇒ 支払繰延額はない

○事業繰越額=実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額 0  
⇒ 歳入不足のための事業繰越額はない

イ. 連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{(イ + ロ)が(ハ + ニ)を超える場合の、当該超える額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$= \frac{(0 + 0) - (1,482,282 + 317,814)}{31,024,265} = \text{なし}$$

○標準財政規模 31,024,265

(イ) 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額 0

対象となる会計は一般会計と6つ(受託水道、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、老人保健医療、介護保険サービス事業)の特別会計。  
全ての会計において実質赤字額なし

(ロ) 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額 0  
⇒ 対象となる会計は下水道事業特別会計。資金不足額なし

(ハ) 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額 1,482,282  
⇒ 対象となる会計は上記(A)と同じ。7つの会計の実質黒字(実質収支額)の合計額

(ニ) 公営企業の特別会計のうち、資金の余剰額を生じた会計の資金の余剰額の合計額 317,814  
⇒ 対象となる会計は上記(B)と同じ。下水道事業会計の資金剰余額(実質収支額)

## ウ. 実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \quad \text{の3カ年平均}$$

	⑱決算	⑲決算	⑳決算
○元利償還金 ⇒ 一般会計歳入歳出決算書の数値を使用	3,872,652	3,882,528	3,635,327
○準元利償還金 ⇒ 下記(イ)～(ホ)の合計額			
(イ) 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合における1年当りの元金償還金相当額 ⇒ 満期一括の地方債償還額なし	0	0	0
(ロ) 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの ⇒ 下水道事業特別会計への繰出金（地方債償還・雨水分）	189,641	174,297	116,009
(ハ) 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの ⇒ 一部事務組合組負担金のうち組合が起債した地方債の償還分	1,096,397	634,274	661,416
(ニ) 債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるもの ⇒ 土地開発公社からの用地買戻し分、小中学校等の立替施行償還分	581,297	575,140	622,800
(ホ) 一時借入金の利子 ⇒ 一時借入金の借入なし	0	0	0
○標準財政規模	32,014,008	31,805,044	31,024,265
○特定財源 ⇒ 東京都補助金（ニュータウン財政補完）＋市営住宅使用料の一部＋元利償還金等の財源に充てたと認められる都市計画税収入額	2,469,534	2,289,644	2,168,348
○元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ⇒ 地方交付税法の規定により、地方債の元利償還金・準元利償還金に係る経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入される額	2,652,785	2,797,177	2,894,955

18年度	=	$\frac{(5,739,987)}{32,014,008} - \frac{(5,122,319)}{2,652,785}$	=	2.1037	
19年度	=	$\frac{(5,266,239)}{31,805,044} - \frac{(5,086,821)}{2,797,177}$	=	0.6185	
20年度	=	$\frac{(5,035,552)}{31,024,265} - \frac{(5,063,303)}{2,894,955}$	=	-0.0987	
3カ年平均				=	0.8

## エ. 将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入見込額})}$$

○将来負担額 ⇒ 下記(イ)~(チ)の合計額

(イ)一般会計等の地方債現在高 25,207,982

⇒ 主要施策の成果説明書の平成20年度末地方債残高を使用

(ロ)債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの) 7,305,167

⇒ 普通会計(決算統計)の平成20年度末債務負担行為翌年度以降支出予定額のうち、地方債を原資にすることが可能なものの合計額

(ハ)一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額 801,743

⇒ 下水道特会の雨水負担分

(ニ)当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額 3,277,176

⇒ 一部事務組合組負担金のうち組合が起債した地方債の償還見込額(東京たま広域資源循環組合、多摩ニュータウン環境組合、南多摩斎場組合分)

(ホ)退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額 2,958,680

⇒ 全職員が一斉に退職したことを想定した負担見込額

(ヘ)設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額 429

⇒ 私立高等学校入学準備金貸付事業損失補償債務に係る負担見込額

(ト)連結実質赤字額 0

⇒ 該当なし

(チ)組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額 0

⇒ 該当なし

○充当可能基金額 9,682,454

⇒ 一般会計、特別会計の各基金のうち、総務省の定めるところにより算定した上記(イ)~(ヘ)の償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金残高合計額

○特定財源見込額 14,395,086

⇒ 上記(イ)~(ニ)の償還額等に充てることのできる特定の歳入見込で、東京都補助金(ニュータウン財政補完) + 市営住宅使用料の一部 + 都市計画税収入額の一部を算入

○地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 24,131,955

⇒ 地方交付税法の規定により、(イ)~(ニ)に要する経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入されることが見込まれる額として総務省の定めるところにより算定した額

○標準財政規模 31,024,265

○元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入見込額 2,894,955

⇒ 地方交付税法の規定により、地方債の元利償還金・準元利償還金に係る経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入される額

将来負担比率 =	$\frac{39,551,177 - (48,209,495)}{31,024,265 - (2,894,955)}$	=	なし
----------	--	---	----

**オ. 資金不足比率**

$$\text{資金不足比率} = \frac{(\text{繰上充用額} + \text{支払繰延額} + \text{事業繰越額} + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高}) - \text{解消可能資金不足額}}{\text{営業収益に相当する収入の額} - \text{受託工事収益に相当する収入の額}}$$

$$= \frac{(0 + 0 + 0) - 0}{2,614,535 - 0} = \text{なし}$$

※多摩市で該当となる会計は、下水道事業特別会計のみ

- 繰上充用額＝歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額 0  
⇒ 繰上充用は行っていない
- 支払繰延額＝実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額 0  
⇒ 支払繰延額はない
- 事業繰越額＝実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額 0  
⇒ 歳入不足のための事業繰越額はない
- 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 0  
⇒ 該当なし
- 解消可能資金不足額＝事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。 0  
⇒ 資金不足額が生じていないため算定せず
- 営業収益に相当する収入の額 2,614,535  
⇒ 公営企業決算調査票（下水道事業会計）の数値を使用
- 受託工事収益に相当する収入の額 0  
⇒ 公営企業決算調査票（下水道事業会計）の数値を使用